

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日  
(第133期) 至 平成22年3月31日

信越化学工業株式会社

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

(E00776)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1. 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	9
第2. 事業の状況	10
1. 業績等の概要	10
2. 生産、受注及び販売の状況	12
3. 対処すべき課題	13
4. 事業等のリスク	17
5. 経営上の重要な契約等	18
6. 研究開発活動	19
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	20
第3. 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	21
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4. 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
(1) 株式の総数等	23
(2) 新株予約権等の状況	24
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	37
(4) ライツプランの内容	37
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	37
(6) 所有者別状況	37
(7) 大株主の状況	38
(8) 議決権の状況	39
(9) ストックオプション制度の内容	40
2. 自己株式の取得等の状況	55
3. 配当政策	56
4. 株価の推移	56
5. 役員の状況	57
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	60
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	60
(2) 監査報酬の内容等	66
第5. 経理の状況	67
1. 連結財務諸表等	68
(1) 連結財務諸表	68
(2) その他	121
2. 財務諸表等	122
(1) 財務諸表	122
(2) 主な資産及び負債の内容	145
(3) その他	147
第6. 提出会社の株式事務の概要	148
第7. 提出会社の参考情報	149
1. 提出会社の親会社等の情報	149
2. その他の参考情報	149
第二部 提出会社の保証会社等の情報	150

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【事業年度】	第133期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	信越化学工業株式会社
【英訳名】	Shin-Etsu Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 俊三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 小池 忠彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 小池 忠彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期	第130期	第131期	第132期	第133期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高（百万円）	1,127,915	1,304,695	1,376,364	1,200,813	916,837
経常利益（百万円）	185,040	247,018	300,040	250,533	127,019
当期純利益（百万円）	115,045	154,010	183,580	154,731	83,852
純資産額（百万円）	1,173,679	1,360,315	1,483,669	1,407,353	1,474,212
総資産額（百万円）	1,671,280	1,859,995	1,918,544	1,684,944	1,769,139
1株当たり純資産額	2,730円94銭	3,065円80銭	3,344円17銭	3,218円28銭	3,370円56銭
1株当たり当期純利益金額	266円63銭	357円78銭	426円63銭	362円39銭	197円53銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	266円07銭	357円32銭	426円35銭	362円35銭	197円50銭
自己資本比率（％）	70.2	71.0	75.0	81.1	80.9
自己資本利益率（％）	10.6	12.4	13.3	11.0	6.0
株価収益率（倍）	24.0	20.1	12.1	13.2	27.5
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	220,592	272,488	202,413	256,579	171,538
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	(-) 138,813	(-) 185,183	(-) 248,626	(-) 200,790	(-) 102,835
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	(-) 42,496	(-) 61,833	(-) 53,534	(-) 80,084	(-) 50,960
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	373,863	404,532	301,619	251,044	270,443
従業員数（人）	18,888	19,177	20,241	19,170	16,955
〔外、平均臨時雇用者数〕	—	—	〔 2,163〕	〔 1,942〕	—

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3. 平成20年3月期、平成21年3月期については、臨時従業員の総数が従業員の100分の10以上となったため、臨時従業員数の年間平均人員を、外数で〔 〕内に記載しております。

回次	第129期	第130期	第131期	第132期	第133期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高（百万円）	582,426	697,248	708,580	606,722	553,891
経常利益（百万円）	72,115	80,075	92,528	93,952	78,507
当期純利益（百万円）	45,065	51,085	50,229	63,984	51,937
資本金（百万円）	119,419	119,419	119,419	119,419	119,419
発行済株式総数（千株）	432,106	432,106	432,106	432,106	432,106
純資産額（百万円）	647,050	672,299	669,105	651,765	667,373
総資産額（百万円）	874,186	898,412	853,936	770,762	824,161
1株当たり純資産額	1,505円52銭	1,559円95銭	1,551円95銭	1,530円36銭	1,563円92銭
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）	35円00銭 (17円50銭)	70円00銭 (25円00銭)	90円00銭 (40円00銭)	100円00銭 (50円00銭)	100円00銭 (50円00銭)
1株当たり当期純利益金額	104円21銭	118円67銭	116円73銭	149円86銭	122円35銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	104円09銭	118円55銭	116円66銭	149円84銭	122円33銭
自己資本比率（%）	74.0	74.8	78.2	84.3	80.6
自己資本利益率（%）	7.3	7.7	7.5	9.7	7.9
株価収益率（倍）	61.3	60.6	44.1	31.8	44.4
配当性向（%）	33.6	59.0	77.1	66.7	81.7
従業員数（人）	2,514	2,522	2,590	2,609	2,647

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

## 2【沿革】

大正15年9月	信濃電気株式会社と日本窒素肥料株式会社との共同出資により、信越窒素肥料株式会社として発足
昭和2年11月	新潟県中頸城郡（現上越市）に直江津工場を建設、石灰窒素の製造開始
昭和13年12月	群馬県安中市に磯部工場を建設、金属マンガンの製造開始
昭和15年3月	社名を信越化学工業株式会社に変更
昭和20年5月	大同化学工業株式会社を吸収合併し、福井県武生市（現越前市）の同社工場を当社武生工場として石灰窒素等の製造開始
昭和24年5月	東京証券取引所に株式を上場
昭和28年10月	磯部工場において珪素樹脂（シリコーン）の製造開始
昭和32年3月	直江津工場においてアセチレン法による塩化ビニル、か性ソーダの製造開始
昭和34年4月	直江津工場において天然ガス塩素化製品の製造開始
昭和35年7月	磯部工場において半導体シリコンの製造開始
昭和35年9月	信越ポリマー株式会社（合成樹脂の加工 現連結子会社）を設立
昭和37年3月	直江津工場においてセルロース誘導体（メトローズ等）の製造開始
昭和37年12月	信越協同建設株式会社（現信越アステック株式会社 土木、建設、運輸業等 現連結子会社）を設立
昭和39年8月	長野電子工業株式会社（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を設立
昭和42年3月	信越半導体株式会社（半導体シリコンの製造 現連結子会社）を設立
昭和42年4月	信越石油化学工業株式会社（メタノール等の製造）を吸収合併 武生工場においてイットリウム等高純度レア・アースの製造開始
昭和44年9月	直江津電子工業株式会社（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を設立
昭和45年8月	茨城県鹿島郡（現神栖市）に鹿島工場を建設、エチレン法による塩化ビニルの製造開始
昭和48年2月	武生工場において希土類磁石の製造開始
昭和48年7月	シンテックINC.（塩化ビニルの製造 現連結子会社）を米国に設立 信越半導体株式会社の子会社としてS. E. H. マレーシアSDN. BHD.（半導体シリコンの加工 現連結子会社）をマレーシアに設立
昭和51年4月	工務部門を分離して信越エンジニアリング株式会社（現連結子会社）を設立
昭和54年3月	信越半導体株式会社の子会社としてシンエツハンドウタイアメリカInc.（半導体シリコンの製造 現連結子会社）を米国に設立
昭和54年10月	直江津工場において合成石英製ICフォトマスク用基板の製造開始
昭和58年11月	磯部工場において光ファイバー用プリフォームの製造開始
昭和58年12月	信越ポリマー株式会社、東京証券取引所に株式を上場
昭和59年5月	信越半導体株式会社の子会社としてシンエツハンドウタイヨーロッパLTD.（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を英国に設立
平成4年8月	群馬県碓氷郡（現安中市）に松井田工場を設置し、同工場と磯部工場とを統轄する群馬事業所を群馬県安中市に新設
平成7年11月	信越半導体株式会社の子会社として台湾信越半導体股份有限公司（半導体シリコンの加工 現連結子会社）を台湾に設立
平成11年12月	シンエツPVC B. V.（オランダ 現連結子会社）がシェルネーデルランドケミーB. V.（オランダ）及びアクゾノーベルベイスケミカルズB. V.（オランダ）の塩化ビニル合弁事業を買収
平成12年10月	信越金属工業株式会社を吸収合併
平成15年12月	シンエツインターナショナルヨーロッパB. V.（オランダ 現連結子会社）がドイツのセルロース事業会社クラリアント タイロースGmbH & Co. KG（現SE タイロース GmbH & Co. KG 現連結子会社）を買収

### 3 【事業の内容】

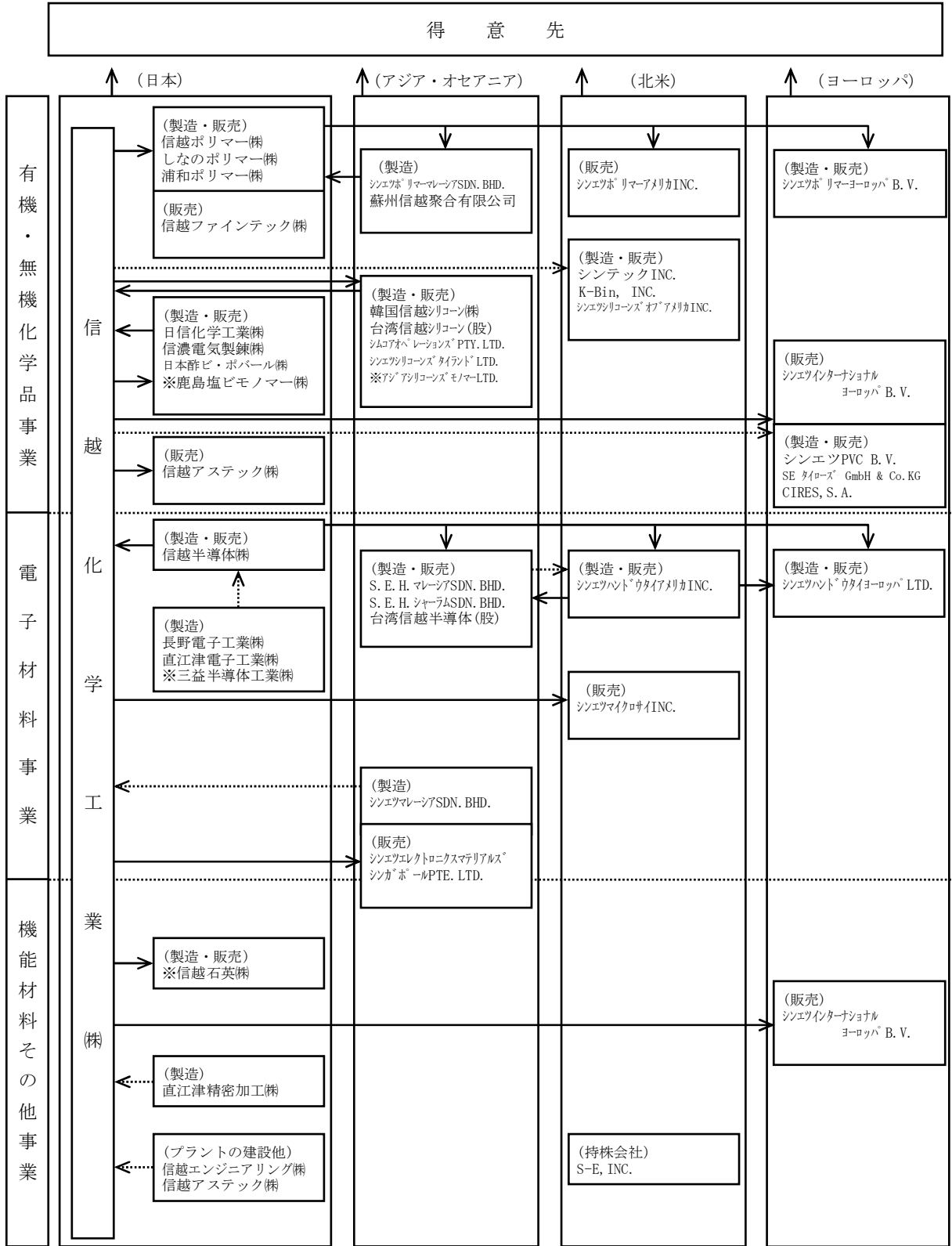
当社グループは、当社、子会社101社及び関連会社16社（平成22年3月31日現在）により構成され、塩化ビニル、シリコン等の製造・販売を主体とする「有機・無機化学品事業」、半導体シリコンの製造・販売を主体とする「電子材料事業」、合成石英製品等の製造・販売及び建設・修繕をはじめとする各種役務提供を行う「機能材料その他事業」を営んでおり、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。

事業内容と当社及び主な関係会社の当該事業における位置付けは、おおむね次のとおりであります。

なお、次表の区分は、「第5 経理の状況 1. (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

区分	主要製品及び商品名	主要な会社	
有機・無機 化学品事業	塩化ビニル樹脂、シリコン、 メタノール、クロロメタン、 セルロース誘導体、 か性ソーダ、金属珪素 ポパール	国内	当社、信越ポリマー㈱（東証1部上場）、 信越アステック㈱、信越ファインテック㈱、 日本酢ビ・ポパール㈱、しなのポリマー㈱、 日信化学工業㈱、信濃電気製錬㈱、 浦和ポリマー㈱、鹿島塩ビモノマー㈱、 その他15社  (計25社)
		海外	シンテックINC.、シンエツPVC B.V.、 韓国信越シリコン㈱、 シンエツシリコンズタイランドLTD.、 台湾信越シリコン（股）、 シンエツシリコンズオブアメリカINC.、 シンエツポリマーマレーシアSDN. BHD.、 シンエツポリマーヨーロッパB.V.、 シンエツインターナショナルヨーロッパB.V.、 シンエツポリマーアメリカINC.、 蘇州信越聚合有限公司、 シムコアオペレーションズPTY. LTD.、 SE タイローズ GmbH & Co. KG、K-Bin, INC.、 アジアシリコンズモノマーLTD.、CIRES, S. A.、 その他23社  (計39社)
電子材料 事業	半導体シリコン、 電子産業用有機材料、 電子産業用希土類磁石、 フォトレジスト製品	国内	当社、信越半導体㈱、 直江津電子工業㈱、長野電子工業㈱、 三益半導体工業㈱（東証1部上場）、 その他8社  (計13社)
		海外	シンエツハンドウタイアメリカINC.、 S. E. H. マレーシアSDN. BHD.、 シンエツハンドウタイヨーロッパLTD.、 台湾信越半導体（股）、 シンエツエレクトロニクスマテリアルズシンガポールPTE. LTD.、 シンエツマレーシアSDN. BHD.、 シンエツマイクロサイINC.、 S. E. H. シャーラムSDN. BHD.、 その他10社  (計18社)
機能材料 その他事業	合成石英製品、レア・アース、 一般用希土類磁石、 液状フッ素エラストマー、 ペリクル、 技術・プラント輸出、商品の輸 出入、建設・修繕、 情報処理ほかサービス	国内	当社、信越アステック㈱、信越エンジニアリング㈱、 直江津精密加工㈱、信越石英㈱、 その他22社  (計27社)
		海外	S-E, INC.、 シンエツエレクトロニクスマテリアルズシンガポールPTE. LTD.、 シンエツマレーシアSDN. BHD.、 シンエツインターナショナルヨーロッパB.V.、 その他10社  (計14社)

《事業系統図》



注) 無印 連結子会社

※印 関連会社で持分法適用会社

→ 製品

→ サービス等

(複数の会社を枠で囲んでいる場合、矢印は一部の会社との関係を示す場合を含んでおります。)



#### 4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	役員の兼 任等 (人)	関係内容
(連結子会社) ※ シンテックINC.	米国	米ドル 18.75	有機・無機化学品事業	100.0	兼任 2	塩化ビニル製造技術の供与
※ 信越半導体㈱	東京都千代田区	10,000	電子材料事業	100.0	兼任 5 出向 8	半導体シリコンの購入
※ シンエツハンドウタイ アメリカInc.	米国	千米ドル 150,000	電子材料事業	100.0 (100.0)	兼任 2	直接の親会社等の半導体シリコンの販売
信越ポリマー㈱	東京都中央区	11,635	有機・無機化学品事業	53.1 (0.1)	兼任 1 転籍 3	シリコン等の販売及び資金の貸付
S. E. H. マレーシア SDN. BHD.	マレーシア	千マレーシア ドル 181,500	電子材料事業	100.0 (100.0)	出向 2	直接の親会社等の半導体シリコンの加工
シンエツPVC B. V.	オランダ	千ユーロ 18	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 2	塩化ビニル製造技術の供与
信越エンジニアリング ㈱	東京都千代田区	200	機能材料その他事業	100.0	兼任 2 出向 15	工場内修繕及び建設の委託
SE タイローズ Gmb H & Co. KG	ドイツ	千ユーロ 500	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 2	
※ シンエツハンドウタイ ヨーロッパLTD.	英国	千スターリング ポンド 73,000	電子材料事業	100.0 (100.0)	出向 2	直接の親会社等の半導体シリコンの加工
長野電子工業㈱	長野県千曲市	80	電子材料事業	90.0	兼任 2 出向 1	信越半導体㈱の半導体シリコンの加工及び資金の貸付
台湾信越半導体 (股)	台湾	百万ニュー台湾 ドル 1,500	電子材料事業	70.0 (70.0)	兼任 1 出向 3	信越半導体㈱の半導体シリコンの加工
直江津電子工業㈱	新潟県上越市	200	電子材料事業	100.0 (10.0)	出向 3	信越半導体㈱の半導体シリコンの加工
信越アステック㈱	東京都千代田区	495	有機・無機化学品事業 電子材料事業 機能材料その他事業	99.6 (1.8)	兼任 1 出向 2	合成樹脂製品等の販売
S - E, INC.	米国	米ドル 10	機能材料その他事業	100.0		
シンエツエレクトロニクス マテリアルズ シンガポールPte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 2,800	電子材料事業 機能材料その他事業	100.0	兼任 2 出向 2	電子材料製品の販売
信越ファインテック㈱	東京都中央区	310	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の販売
日本酢ビ・ポバール㈱	大阪府堺市	2,000	有機・無機化学品事業	100.0	兼任 2 出向 3	
CIRES, S. A.	ポルトガル	千ユーロ 15,000	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 1	塩化ビニル製造技術の供与
シンエツシンガポール PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 300	有機・無機化学品事業	100.0	兼任 1 出向 3	合成樹脂製品等の販売
韓国信越シリコン㈱	大韓民国	百万ウォン 5,800	有機・無機化学品事業 電子材料事業	100.0	兼任 3 出向 1	合成樹脂製品の販売
しなのポリマー㈱	長野県塩尻市	50	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
シンエツシリコーンズ タイランドLTD.	タイ	千タイバーツ 1,300,000	有機・無機化学品事業	100.0	兼任 3 出向 1	合成樹脂製品の購入
シンエツマレーシア SDN. BHD.	マレーシア	千マレーシア ドル 33,100	電子材料事業 機能材料その他事業	100.0	兼任 2 出向 1	電子材料製品の購入

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	役員の兼任等 (人)	関係内容
(連結子会社) 日信化学工業㈱	福井県越前市	500	有機・無機化学品事業	100.0	兼任 2 出向 1	合成樹脂中間原料の販売
シンエツマイクロサイ INC.	米国	米ドル 34	有機・無機化学品事業 電子材料事業 機能材料その他事業	100.0 (100.0)		電子材料製品の購入・販売
台湾信越シリコーン (股)	台湾	千ニュー台湾 ドル 228,000	有機・無機化学品事業	93.3 (6.7)	兼任 2 出向 2	合成樹脂製品等の販売
シンエツシリコーンズ オブアメリカ Inc.	米国	千米ドル 32,810	有機・無機化学品事業 機能材料その他事業	100.0 (100.0)	兼任 2 出向 1	合成樹脂製品の販売
シンエツシリコーンズ ヨーロッパB.V.	オランダ	千ユーロ 4,810	有機・無機化学品事業	100.0	兼任 2 出向 1	合成樹脂製品の販売
信越ユニット㈱	東京都中央区	70	機能材料その他事業	100.0 (100.0)		
信越光電(股)	台湾	千ニュー台湾 ドル 200,000	電子材料事業	80.0 (80.0)	出向 1	電子材料製品の販売
シンエツポリマー マレーシアSDN. BHD.	マレーシア	千マレーシア ドル 41,500	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂 製品の加工
シンエツポリマー ヨーロッパB.V.	オランダ	千ユーロ 3,640	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂 製品の販売
※ シンエツインターナシ ョナル ヨーロッパB.V.	オランダ	千ユーロ 281,840	機能材料その他事業	100.0	兼任 2	合成樹脂製品等の販売及 び資金の貸付
日本レジン㈱	東京都港区	50	有機・無機化学品事業 電子材料事業 機能材料その他事業	100.0 (100.0)	兼任 1 出向 1	合成樹脂製品等の販売
直江津精密加工㈱	新潟県上越市	80	機能材料その他事業	100.0 (10.0)	兼任 1 出向 1	合成石英製品等の加工の 委託
スカイワード インフォメーションシ ステム㈱	東京都千代田区	200	機能材料その他事業	100.0 (20.0)	兼任 3 出向 1	コンピューターによる情 報処理及びこれに関連す る業務の委託
信濃電気製錬㈱	東京都千代田区	200	有機・無機化学品事業	77.4	兼任 1 出向 1	機能材料製品の生産委託 及び資金の貸付
㈱福井環境分析センタ ー	福井県越前市	10	機能材料その他事業	100.0	兼任 2 出向 3	分析業務の委託
信越フィルム㈱	福井県越前市	200	有機・無機化学品事業 電子材料事業	100.0	兼任 2 出向 3	
㈱シンエツ.テクノサ ービス	福井県越前市	26	機能材料その他事業	76.9 (11.5)	兼任 3 出向 1	出荷業務取扱等の委託
浦和ポリマー㈱	埼玉県北葛飾郡 栗橋町	30	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂 製品の加工
新潟ポリマー㈱	新潟県糸魚川市	50	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂 製品の加工
シンエツポリマー アメリカInc.	米国	千米ドル 7,000	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂 製品の販売
直江津産業㈱	新潟県上越市	30	機能材料その他事業	100.0	兼任 3	出荷業務等の委託

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	役員の兼任等 (人)	関係内容
(連結子会社) ㈱サンエース	埼玉県 さいたま市	15	有機・無機化学品事業 機能材料その他事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工請負等
信建総合設備㈱	群馬県高崎市	20	機能材料その他事業	100.0 (100.0)	出向 2	
㈱埼玉シンコーモールド	埼玉県東松山市	30	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 4	合成樹脂製品の購入及び資金の貸付
㈱シンコーモールド	群馬県安中市	30	有機・無機化学品事業	100.0	兼任 5	合成樹脂製品の購入及び資金の貸付
㈱信越マグネット	福井県越前市	10	電子材料事業	100.0	兼任 4	電子材料製品等の加工の委託
P. T. シンエツポリマー インドネシア	インドネシア	千米ドル 5,000	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
シンエツポリマーシン ガポールPte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 6,682	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の販売
信越聚合物(上海) 有限公司	中国	千米ドル 300	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社等の合成樹脂製品の販売
信越聚合物(香港) 有限公司	中国	千香港ドル 14,414	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社等の合成樹脂製品の販売
シンエツポリマーハン ガリーKft.	ハンガリー	千フォリント 700,000	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
㈱ヒューマンクリエイ ト	東京都千代田 区	10	機能材料その他事業	100.0 (30.0)	兼任 3 出向 1	研修の委託
蘇州信越聚合有限公司	中国	千米ドル 15,300	有機・無機化学品事業	71.4 (71.4)		直接の親会社の合成樹脂製品の加工
S. E. H. シャーラムSDN. BHD.	マレーシア	千マレーシア ドル 140,000	電子材料事業	100.0 (100.0)		信越半導体㈱等の半導体シリコンの加工
シムコア オペレーシ ョンズPTY. LTD.	オーストラリ ア	千オーストラリ アドル 32,005	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 2	金属珪素の購入
シンコアシリコーンズ Inc.	米国	千米ドル 12,200	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 2	直接の親会社からの合成樹脂製品の購入
K-Bin, Inc.	米国	米ドル 4,500	有機・無機化学品事業	100.0 (100.0)	兼任 1	直接の親会社からの塩化ビニル樹脂の購入
その他 10社						
(持分法適用関連会社) 三益半導体工業㈱	群馬県高崎市	18,824	電子材料事業	42.1 (1.1)		信越半導体㈱の半導体シリコンの加工
信越石英㈱	東京都新宿区	1,000	機能材料その他事業	50.0	兼任 1 出向 5	合成石英の販売及び資金の貸付
鹿島塩ビモノマー㈱	茨城県神栖市	1,500	有機・無機化学品事業	50.0	兼任 1 出向 2	塩化ビニルモノマーの購入
㈱アダマテックス	愛知県西加茂 郡三好町	307	電子材料事業	25.8	兼任 1 出向 1	電子材料製品の原料の購入
アジアシリコーンズモ ノマーLtd.	タイ	千タイバーツ 3,393,000	有機・無機化学品事業	50.0 (50.0)	兼任 1 出向 1	シンエツシリコーンズタイランドLTD. へ原料の供給
ヘムロックセミコンダ クターCorp.	米国	千米ドル 46,000	電子材料事業	24.5 (24.5)	兼任 1	信越半導体㈱へ原料の供給
ヘムロックセミコンダ クターL. L. C.	米国	千米ドル 10,000	電子材料事業	24.5 (24.5)	兼任 1	

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
 2. 名称欄※印は特定子会社に該当します。  
 3. 信越ポリマー(株)および三益半導体工業(株)は、有価証券報告書提出会社であります。  
 4. S. E. H. マレーシアSDN. BHD. の資本金のうち3,000,000マレーシアドルは、議決権を有しない株式によるものであります。  
 5. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
 6. シンテックINC. については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	155,989百万円	( 1,667百万米ドル)
	(2) 経常利益 (税引前当期純利益)	16,129百万円	( 172百万米ドル)
	(3) 当期純利益	10,515百万円	( 112百万米ドル)
	(4) 純資産額	249,163百万円	( 2,705百万米ドル)
	(5) 総資産額	310,873百万円	( 3,375百万米ドル)

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

当連結会計年度末における従業員数を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(平成22年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
有機・無機化学品	8,572
電子材料	6,918
機能材料その他	1,465
合計	16,955

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,647	41.8	20.1	8,136,000

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社及び一部グループ会社には、信越化学労働組合が組織(組合員数3,398人)されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度の世界経済は、金融危機に端を発した経済不振が続く中、アジア地域では中国を中心に景気回復の動きが見られましたものの、欧米では失業率が高水準で推移するなど、総じて深刻な状況が続きました。日本経済も、輸出や生産に持ち直しの動きが見られましたが、設備投資や個人消費が低調に推移するなど、依然として厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の顧客との関係を強化し拡販に努めるとともに、経営の合理化、効率化や新規製品の開発、事業化にも鋭意取り組み、また、安全を最優先とした操業と環境の保全にも努めてまいりました。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ 23.6% (2,839億7千6百万円) 減少し、9,168億3千7百万円となりました。営業利益は、前期に比べ49.7% (1,157億1千2百万円) 減少し、1,172億1千5百万円となり、経常利益も、前期に比べ49.3% (1,235億1千4百万円) 減少し、1,270億1千9百万円となりました。また、当期純利益は、前期に比べ45.8% (708億7千9百万円) 減少し、838億5千2百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 有機・無機化学品事業

塩化ビニル樹脂は、米国シンテック社が、米国住宅市場の長期不振による需要低迷の影響を受けましたものの、世界中の顧客への拡販に努め、高水準の出荷を維持しました。また、オランダのシンエツPVC社は、欧州での需要が落ち込み、低調に推移しました。国内事業は、原料価格の上昇や国内需要の低迷などにより、厳しい状況が続きました。

シリコンは、期前半は、全般的な需要低迷の影響を受け低調に推移しましたものの、期後半から、アジア地域を中心に需要が回復基調に転じ、国内販売も電気・電子・自動車向けなど幅広い分野で堅調に推移しました。また、信越ポリマー(株)の携帯電話用キーパッドは、一部に需要回復の動きが見られましたが、価格競争の激化により低調に推移しました。

セルロース誘導体は、国内事業が、医薬用製品の国内販売を除き総じて振るわず、また、ドイツのSEタイロース社も、建材用製品の需要低迷の影響を受けましたことから、低調に推移しました。

当事業の売上高は、前期に比べ19.1% (1,201億9千5百万円) 減少し、5,089億7千9百万円となり、営業利益は、前期に比べ35.8% (340億5千万円) 減少し、610億9千2百万円となりました。

#### 電子材料事業

半導体シリコンは、300mmウエハーを中心に、出荷は回復基調をたどりましたが、製品価格が低迷したことから、厳しい状況が続きました。

電子産業用希土類磁石は、パソコンやサーバー用のハードディスク・ドライブの需要回復を受け、堅調に推移しました。また、フォトレジスト製品は半導体デバイスの微細化の進展に伴い、好調に推移しました。電子産業用有機材料は高輝度LED用コート材が堅調でした。

当事業の売上高は、前期に比べ32.2% (1,503億4千9百万円) 減少し、3,171億7千1百万円となり、営業利益は、前期に比べ64.8% (727億1千6百万円) 減少し、395億1千8百万円となりました。

#### 機能材料その他事業

合成石英は、光ファイバー用プリフォームが世界的な需要の増加に伴い、堅調に推移しました。一方、液晶用大型フォトマスク基板は、出荷は堅調でしたが、価格競争激化の影響を強く受けました。

一般用希土類磁石は、ハイブリッド自動車用や省エネ・エアコン用のモーター向けに堅調に推移しましたが、FAモーター向けなどその他の分野が振るわず、総じて低調に推移しました。ペリクルは回復途上で堅調に推移し、液状フッ素エラストマーは国内向けが堅調だったものの輸出が低調でした。

当事業の売上高は、前期に比べ12.9% (134億3千1百万円) 減少し、906億8千7百万円となり、営業利益は、前期に比べ29.9% (77億1百万円) 減少し、180億2千3百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 日 本

半導体シリコンが製品価格の低迷により厳しい状況が続き、売上高は、前期に比べ13.7%（805億9千8百万円）減少し、5,077億1千4百万円となり、営業利益は、37.1%（605億5千8百万円）減少し、1,028億1千9百万円となりました。

#### 北 米

塩化ビニル樹脂は高水準の出荷を維持しましたが価格低迷の影響を受け、半導体シリコンも低調に推移しましたので、売上高は、前期に比べ34.8%（994億2千3百万円）減少し、1,861億1千4百万円となり、営業利益は、77.6%（338億2千2百万円）減少し、97億7千7百万円となりました。

#### アジア・オセアニア

半導体シリコンが市況の低迷により厳しい状況が続き、売上高は、前期に比べ35.1%（601億5千5百万円）減少し、1,112億5千3百万円となり、営業利益は、88.0%（104億8千7百万円）減少し、14億2千9百万円となりました。

#### 欧 州

塩化ビニル樹脂が需要の落ち込みにより低調に推移し、半導体シリコンは製品価格低迷の影響を受けましたので、売上高は、前期に比べ28.2%（438億円）減少し、1,117億5千5百万円となり、営業利益は、73.9%（86億3百万円）減少し、30億4千6百万円となりました。

### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に対して7.7%（193億9千8百万円）増加し、2,704億4千3百万円となりました。

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動の結果得られた資金は1,715億3千8百万円（前期比850億4千1百万円減少）となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益が1,270億1千9百万円、減価償却費が877億2千2百万円、たな卸資産の減少額が277億1千万円、売上債権の増加額が523億3千9百万円であります。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の投資活動の結果使用した資金は1,028億3千5百万円（前期比979億5千5百万円減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,316億2千5百万円などによるものであります。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の財務活動の結果使用した資金は509億6千万円（前期比291億2千4百万円減少）となりました。主な内訳は、配当金の支払額が424億4千8百万円、長期借入金の返済による支出が80億8千3百万円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
有機・無機化学品	469,383	(-) 22.2
電子材料	304,866	(-) 32.5
機能材料その他	51,865	(-) 24.2
合計	826,114	(-) 26.4

(注) 1. 生産金額は期中販売価格により算出したものであります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は主として見込み生産を行っているため、受注状況を記載しておりません。

### (3) 最近の販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
有機・無機化学品	508,979	(-) 19.1
電子材料	317,171	(-) 32.2
機能材料その他	90,687	(-) 12.9
合計	916,837	(-) 23.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設しており、既に稼動を開始している第1期工事分に続き、第2期工事も進めております。また、塩化ビニル樹脂原料の生産能力を倍増させるため、新たに原料工場の建設を開始いたしました。欧州におきましては、オランダのシンエツPVC社の事業基盤強化のため、平成21年8月にポルトガルのシレス社を100%子会社といたしました。今後とも、日米欧の三極体制を十分に活用し、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、より強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、品質の高い製品を安定的に供給してまいります。また、半導体デバイスの一層の微細化に対応した高品質ウエハの開発を進め、競争力の強化に注力いたします。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本、タイ、米国などの各工場において生産性の一層の向上に努めるとともに、日本国内のみならず海外での事業を強化してまいります。

希土類磁石事業では、今後の需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けや省エネ関連製品向けを中心に、拡販に取り組んでまいります。

セルロース事業では、医薬用製品の安定供給を図るため、当社直江津工場に加え、ドイツのSEタイロース社でも製造設備の建設を進め、引き続き事業の強化に努めてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

#### 株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）

当社グループは、「有機・無機化学品事業」、「電子材料事業」、「機能材料その他事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委任されるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様にご提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

(2) 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

(「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」)

##### ①経営方針

当社グループは、安全の確保を最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業・社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。



## ②具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設しており、既に稼動を開始している第1期工事分に続き、第2期工事も進めております。また、塩化ビニル樹脂原料の生産能力を倍増させるため、新たに原料工場の建設を開始いたしました。欧州におきましては、オランダのシンエツPVC社の事業基盤強化のため、平成21年8月にポルトガルのシレス社を100%子会社といたしました。今後とも、日米欧の三極体制を十分に活用し、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、より強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、品質の高い製品を安定的に供給してまいります。また、半導体デバイスの一層の微細化に対応した高品質ウエハーの開発を進め、競争力の強化に注力いたします。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本、タイ、米国などの各工場において生産性の一層の向上に努めるとともに、日本国内のみならず海外での事業を強化してまいります。

希土類磁石事業では、今後の需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けや省エネ関連製品向けを中心に、拡販に取り組んでまいります。

セルロース事業では、医薬用製品の安定供給を図るため、当社直江津工場に加え、ドイツのSEタイロース社でも製造設備の建設を進め、引き続き事業の強化に努めてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模な買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社社員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

### (3) 大規模買付行為への対応方針

(「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。)の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を導入いたしました。また、本対応方針が平成21年6月26日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、当社は同総会におけるご承認に基づき、本対応方針を継続いたしました。

#### ①大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」(以下「大規模買付ルール」といいます。)の骨子は、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供し、(ii) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

##### イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

## ロ. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

## ハ. 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の② イ. 及び② ロ. において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、② イ. に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ. に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第132回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、河野俊二、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として選任されました。

## ②大規模買付行為が実施された場合の対応

### イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

### ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

## ③本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成22年6月開催予定の当社第133回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様のご共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

(4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

①本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

②本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

③本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

(注) 本対応方針が平成22年6月29日開催の当社第133回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、当社は同総会におけるご承認をもって本対応方針を継続いたしました。なお、同総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、河野俊二、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として再任され、新たに当社社外取締役の小宮山 宏氏が委員として選任されました。詳細は、当社ホームページ (<http://www.shinetsu.co.jp>) をご参照ください。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の経営成績、財政状態およびキャッシュ・フロー等の業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

当社グループにおいては、これらのリスクの発生を防止、分散、あるいはヘッジすることによりリスクの軽減を図っております。しかし、予想を超える事態が生じた場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、記載した事項は、当連結会計年度末（平成22年3月31日）現在において当社グループが判断したものでありますが、当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではありません。

##### ① 経済動向および製品市況による影響

当社グループ製品の主要な市場がある国および地域の経済環境の動向は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、主要製品の中には、世界的な需給環境により大きな価格変動が起きるものもあります。当社グループは事業の多角化・グローバル化等によってそのリスクをヘッジしておりますが、製品の需要が減少あるいは価格競争が激化した場合、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 為替相場の変動による影響

平成22年3月期の当社グループ連結売上高の海外売上高比率は61%となっており、今後も高い水準で推移するものと思われま。在外連結子会社等の財務諸表項目の円換算額は、為替相場に左右され、大幅な変動が生じた場合、当社グループ全体の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、外国通貨建て取引についても、為替予約等によりリスクを軽減させる措置を講じておりますが、同様な可能性があります。

##### ③ 自然災害・事故災害の影響

当社グループは、生産活動の中断により生じる損害を最小限に抑えるため、製造設備に対し定期的な防災点検及び設備保守、また、安全のための設備投資等を行っています。しかしながら、突発的に発生する災害や天災、不慮の事故等の影響で、製造設備等が損害を被った場合は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### ④ 公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。これらの法令の改変は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑤ 資材等の調達

当社グループの生産活動には、種々の原材料を使用しており、原材料ソースの多様化により安定的な調達に努めておりますが、これらについて供給の逼迫や遅延、また、それに伴う価格上昇等が生じた場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑥ 新製品の開発

当社グループの主要販売先の一つであるエレクトロニクス業界は、技術的な進歩が急速であり、当社では常に技術革新に対応できる最先端の材料開発に努めております。しかしながら、当社グループが業界と市場の変化に的確に対応できなかった場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑦ 環境問題について

各種の化学物質を取り扱う当社グループは、環境に関する各種法律、規制を遵守するとともに、地球温暖化防止に向けた省エネルギーや環境影響物質の排出抑制に積極的に取り組んでおります。しかしながら、環境に関する規制が予測を超えて厳しくなり、大きな新たな設備投資等の必要が生じた場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑧ 製造物責任

当社グループでは、製品の特性に応じた最適な品質の確保に全力を挙げて取り組んでいますが、予期せぬ事情により品質問題が発生した場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 技術提携契約

契約会社名	契約相手先	契約発効日	契約の内容	契約期間
信越化学工業株式会社 (当社)	ダウ・コーニング・コーポレーション (米国)	平成22年1月1日	シリコン製品の製造・使用・販売に関する特許実施権を相互に許諾している。	発効日から平成26年12月31日まで
信越化学工業株式会社 (当社)	日立金属株式会社(日本)	平成18年3月29日	希土類磁石の製造・使用・販売に関する発明の実施権の許諾を得ている。	発効日から平成26年7月8日まで

### (2) 合併事業契約

契約会社名	契約相手先	契約発効日	契約の内容
信越化学工業株式会社 (当社)	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(米国)	平成13年2月6日	タイにおけるシリコンモノマーの製造会社としてアジアシリコンズモノマー Limitedを合併にて設立し運営する旨の契約。 なお、当社の出資比率は、50%（間接所有）である。

## 6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、現有事業分野の研究では国際競争力を強化し、技術・品質・コストでトップを目指すこと、新規事業分野では独自技術を追求し、早期事業化を目指すことを研究開発の基本方針として、計画的、効率的かつ迅速な研究開発を行っております。

当社グループの主な研究拠点は、当社の6研究所即ち塩ビ・高分子材料研究所（茨城県）、シリコン電子材料技術研究所（群馬県）、精密機能材料研究所（群馬県）、合成技術研究所（新潟県）、新機能材料技術研究所（新潟県）および磁性材料研究所（福井県）、ならびに信越ポリマー（株）の研究開発センター（埼玉県）、信越半導体（株）の半導体磯部研究所（群馬県）と半導体白河研究所（福島県）、ドイツのSEタイロース社などであります。

### （1）有機・無機化学品事業

塩化ビニルに関する研究は塩ビ・高分子材料研究所で行っております。同研究所は、米国、欧州にも展開する塩化ビニル事業での世界の研究センターとしての役割を担っております。シリコンに関する研究はシリコン電子材料技術研究所を主に一部合成技術研究所でも実施しております。セルロース誘導体に関する研究は合成技術研究所及びドイツSEタイロース社で行っております。信越ポリマー（株）では、塩化ビニル、シリコンなどの加工技術の開発を行っております。

### （2）電子材料事業

半導体シリコンに関する研究は信越半導体（株）の2つの研究所で実施され、シリコンウエハーの生産技術の向上、更なる品質の向上に取り組んでおります。また、更なる低消費電力、高速化が求められるデバイス向け薄膜SOIウエハーや、大口径450mmの基礎開発など将来有望視される技術開発に取り組んでいます。化合物半導体では、超高輝度4元素系（AlInGaP）の赤色LED用エピタキシャルウエハー及びチップの販売を開始し、高い評価を得ており、更なる高輝度化、高信頼性、多色化等の高機能を目指した新製品の開発を進めています。また、液晶用バックライト、照明のLED化に於いても色調改善の為、赤色LED採用が検討されており、この分野にも注力していきます。

電子産業用有機材料はシリコン電子材料技術研究所で、電子産業用希土類磁石は磁性材料研究所で研究が行われております。また、半導体製造プロセスで使用されるKrFおよびArFエキシマ用フォトレジストは新機能材料技術研究所で開発されました。更にArF液浸用で販売増を達成し、多層レジスト材料も量産期に入り需要も伸びています。次世代の二重露光、EUV用の開発にも全力で取り組んでいます。同じく半導体製造プロセスで使用されるマスクブランクスも新機能材料技術研究所で開発しており、新構造バイナリーブランクス及びKrF&ArFハーフトーンブランクスを中心に順調な出荷を続けております。更なる出荷増に備え量産体制も拡充し、更に次世代の新構造ブランクスの開発にも取り組んでいます。

### （3）機能材料その他事業

合成石英製品のうち、光ファイバー用プリフォームは精密機能材料研究所、半導体用マスク基板や液晶用大型マスク基板は合成技術研究所が担当しております。酸化物単結晶及び超高純度窒化ホウ素に関する研究は精密機能材料研究所が担当しております。光ファイバー用プリフォームでは、世界トップレベルの品質を維持向上すべく、その技術開発に鋭意取り組んでおり、光アイソレータ等の光部品の開発と併せて、光通信分野での積極的な研究開発を進めております。レア・アース、一般用希土類磁石は磁性材料研究所で研究を実施しております。希土類磁石は、環境に優しいハイブリッドカーや風力発電のモーター用として採用され、需要の伸びが期待されます。また、液状フッ素ゴムの開発はシリコン電子材料技術研究所で行われており、自動車や電子部品、事務機での需要が伸びています。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は33,574百万円であります。このなかには、複数事業部門に関する研究および現有事業に関連を持たない研究も多数含まれていることから、事業部門別の研究開発費は記載しておりません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の売上高は9,168億円、営業利益1,172億円、経常利益1,270億円、当期純利益839億円となり、いずれも前連結会計年度を下回りました。

売上高及び営業利益につきましては、「第2〔事業の状況〕1〔業績等の概要〕(1)業績」に記載した通り、半導体シリコンの製品価格の低迷などにより、減収・減益となりました。

純営業外損益につきましては、持分法による投資利益100億円などにより、98億円の純利益となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### ① 資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末（以下「当期末」という。）の総資産は、前連結会計年度末（以下「前期末」という。）に比べて842億円増加し、1兆7,691億円となりました。売上の回復に伴い売上債権が増加したことに加え、減価償却費を上回る設備投資により有形固定資産が増加し、総資産が増加しております。

当期末負債合計額は、前期末に比べ173億円増加し、2,949億円となりました。主に仕入債務の増加によるものです。

また、当期末純資産は、当期純利益839億円により利益剰余金が増加したことに加え、円安の影響により評価・換算差額等が増加した結果、1兆4,742億円となりました。

この結果、自己資本比率は81.1%から0.2ポイント減少し、80.9%となり、1株当たり純資産額は、前期に比べ152円28銭増加し、3,370円56銭となりました。

#### ② キャッシュ・フローの状況

当期末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,704億円となり、前期末に比べ194億円増加しました。

税金等調整前当期純利益、減価償却費など、営業活動による資金の増加は、1,715億円となりました。一方、設備投資等による支払などにより、投資活動による資金の減少は1,028億円となりました。また、配当金の支払、長期借入金の返済などにより、財務活動による資金の減少は510億円となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は有機・無機化学品事業、電子材料事業、機能材料その他事業全体で1,212億3千5百万円の設備投資を実施いたしました。

有機・無機化学品事業においては、塩化ビニルを中心に919億9千4百万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備投資の内容は、シンテック社における塩化ビニル製造設備の増設であります。

電子材料事業においては、半導体シリコンを中心に220億2千1百万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備投資の内容は、信越半導体㈱、シンエツハンドウタイアメリカ社における半導体シリコンウエハー製造工程の自動化を含む合理化であります。

機能材料その他事業においては、86億9千万円の設備投資を実施いたしました。

所要資金については、いずれの投資も主に自己資金にて充当いたしました。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
直江津工場 (新潟県 上越市)	有機・無機化学品 電子材料 機能材料その他	セルロース誘導体製造設備 か性ソーダ製造設備 フォトレジスト製品製造設備 合成石英製造設備ほか	15,112	20,304	1,993 (1,089)	9,399	46,809	660
武生工場 (福井県 越前市)	有機・無機化学品 電子材料 機能材料その他	シリコン製造設備 電子産業用希土類磁石製造設備 一般用希土類磁石製造設備 レア・アース製造設備ほか	5,506	9,277	4,353 (455)	690	19,828	370
群馬事業所 (群馬県 安中市)	有機・無機化学品	シリコン製造設備ほか	13,077	15,364	6,673 (797)	3,219	38,335	913
鹿島工場 (茨城県 神栖市)	有機・無機化学品 機能材料その他	塩化ビニル製造設備 合成石英製造設備ほか	3,300	1,965	4,974 (488)	123	10,363	157

##### (2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
信越半導体㈱	磯部工場 (群馬県 安中市)	電子材料	半導体シリコン 製造設備	6,972	1,006	2,101 (133)	4,748	14,828	508
信越半導体㈱	白河工場 (福島県 西白河郡 西郷村)	電子材料	半導体シリコン 製造設備	33,608	12,748	4,261 (537)	23,692	74,311	602



## (3) 在外子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
シンテック INC.	フリーポー ト工場ほか (米国)	有機・無機 化学品	塩化ビニル 製造設備	6,184	137,390	12,913 (33,245)	64,797	221,286	432
S. E. H. マレーシア SDN. BHD.	本社工場 ほか (マレーシア)	電子材料	半導体シリコン 加工設備	3,248	2,559	561 (260)	1,246	7,615	825
シンエツハンドウ タイアメリカ INC.	本社工場 (米国)	電子材料	半導体シリコン 製造設備	23,527	8,649	629 (546)	2,547	35,354	667
シンエツハンドウ タイヨーロッパ LTD.	本社工場 (英国)	電子材料	半導体シリコン 加工設備	10,316	1,984	358 (437)	157	12,817	369
シンエツPVC B. V.	ロッテルダ ム工場ほか (オランダ)	有機・無機 化学品	塩化ビニル 製造設備	1,195	11,822	— (107)	587	13,606	217
SE タイローズ GmbH & Co. KG	本社工場 (ドイツ)	有機・無機 化学品	セルロース誘導 体製造設備	2,582	10,052	— (73)	20,849	33,485	441

- (注) 1. 帳簿価額の内「その他」は、工具器具、備品、リース資産及び建設仮勘定の合計であります。なお金額には消費税等を含んでおりません。
2. シンエツPVC B. V. 及びSE タイローズ GmbH & Co. KGの土地は、すべて賃借しております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、多種多様な事業を国内外で行っております。現時点における大型プロジェクトとして、塩化ビニル等の製造設備の増強を行っておりますが、投資地域、金額などの詳細は、計画の進展に従い決定しております。そのため、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

期末時点における当連結会計年度後1年間の設備投資計画(新設・拡充)は、1,500~2,000億円であり、事業の種類別セグメントごとの内訳は次のとおりであります。なお、下記の金額は、上記プロジェクトの一部を含んでおります。

事業の種類別セグメントの名称	平成22年3月末 計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
有機・無機化学品	110,000	塩化ビニル製造設備、シリコン製造設備、その他有機・無機化学品製造設備の増強・更新	自己資金
電子材料	30,000	半導体シリコン製造設備、その他電子材料製造設備の増強・更新	自己資金
機能材料その他	10,000	機能材料製造設備の増強・更新	自己資金
合計	150,000	—	—

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含んでおりません。
2. 経常的な設備の更新のための除・売却を除き、重要な設備の除・売却の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,720,000,000
計	1,720,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	432,106,693	432,106,693	㈱東京証券取引所 ㈱大阪証券取引所 ㈱名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数100株
計	432,106,693	432,106,693	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

## ① 平成17年6月29日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	180(注)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,244	—
新株予約権の行使期間	自平成17年6月29日 至平成22年3月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,244 資本組入額 2,122	—
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者の死亡後2年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権

② 平成18年6月29日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,871 ※1	5,871 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	587,100	587,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,560	1株当たり 6,560
新株予約権の行使期間	自平成18年7月13日 至平成23年3月31日	自平成18年7月13日 至平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,560 資本組入額 ※2	発行価格 6,560 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者の死亡後2年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3	同左

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

③ 平成19年6月28日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	9,150 ※1	9,150 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	915,000	915,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 8,949	1株当たり 8,949
新株予約権の行使期間	自平成19年7月2日 至平成24年3月31日	自平成19年7月2日 至平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,949 資本組入額 ※2	発行価格 8,949 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者の死亡後2年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3	同左

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

④ 平成20年6月27日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,510 ※1	2,510 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	251,000	251,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,755	1株当たり 6,755
新株予約権の行使期間	自平成21年7月15日 至平成25年3月31日	自平成21年7月15日 至平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,755 資本組入額 ※2	発行価格 6,755 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左



	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3	同左

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑤ 平成20年6月27日開催の当社取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,750 ※1	5,750 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	575,000	575,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,755	1株当たり 6,755
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成25年3月31日	自 平成21年7月15日 至 平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 ※2 資本組入額 ※3	発行価格 ※2 資本組入額 ※3
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※4	同左

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

※2 発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記記載の新株予約権の目的となる株式の数で除した額とします。

※3 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑥ 平成21年6月26日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,520 ※1	2,520 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000	252,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,804	1株当たり 4,804
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成26年3月31日	自平成22年8月7日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,804 資本組入額 ※2	発行価格 4,804 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3	同左

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑦ 平成21年7月22日開催の当社取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,850 ※1	6,850 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	685,000	685,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,804	1株当たり 4,804
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成26年3月31日	自平成22年8月7日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 ※2 資本組入額 ※3	発行価格 ※2 資本組入額 ※3
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※4	同左

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

※2 発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記記載の新株予約権の目的となる株式の数で除した額とします。

※3 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

※4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年4月1日 ～平成18年3月31日	1,987	432,106	1,906	119,419	1,904	120,771
平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	—	432,106	—	119,419	—	120,771
平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	—	432,106	—	119,419	—	120,771
平成20年4月1日 ～平成21年3月31日	—	432,106	—	119,419	—	120,771
平成21年4月1日 ～平成22年3月31日	—	432,106	—	119,419	—	120,771

(注) 上記の増加は、転換社債の転換によるものであります。

## (6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式の数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	282	76	542	692	34	57,455	59,082	—
所有株式数 (単元)	32	2,046,727	104,388	150,296	1,683,540	1,069	331,868	4,317,920	314,693
所有株式数の 割合 (%)	0.0	47.40	2.42	3.48	38.99	0.02	7.69	100.00	—

(注) 1. 自己株式7,505,054株のうち75,050単元は「個人その他」の欄に、54株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて表示しております。

2. 「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、50株含まれております。



## (7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	33,920	7.85
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	29,278	6.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	24,370	5.64
ジェービー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部) (株)八十二銀行	270 パークアベニュー ニューヨーク, ニューヨーク 10017 米国 (東京都中央区月島4-16-13)	12,085	2.80
(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))	長野県長野市大字中御所字岡田178-8 (東京都港区浜松町2-11-3)	11,790	2.73
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	11,529	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	11,352	2.63
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,095	1.64
日本興亜損害保険(株)	東京都千代田区霞が関3-7-3	7,077	1.64
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区内幸町2-2-2 (東京都中央区晴海1-8-12)	6,000	1.39
計	—	154,500	35.76

- (注) 1. 当社は、自己株式7,505,054株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 平成22年2月5日付で日本生命保険相互会社から提出された大量保有報告書に関する変更報告書により、平成22年1月29日現在、同社グループ2社で27,159千株(株券等保有割合6.29%)を保有している旨報告を受けておりますが、当社として当期末現在における実質所有状況の確認が出来ませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
3. 平成22年2月16日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから提出された大量保有報告書に関する変更報告書により、平成22年2月8日現在、同社グループ4社で37,894千株(株券等保有割合8.77%)を保有している旨報告を受けておりますが、当社として当期末現在における実質所有状況の確認が出来ませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 7,505,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 424,287,000	4,242,870	—
単元未満株式	普通株式 314,693	—	1単元(100株)未 満の株式
発行済株式総数	432,106,693	—	—
総株主の議決権	—	4,242,870	—

(注) 「完全議決権株式 (自己株式等)」の欄は、全て当社保有の自己株式であります。

## ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
信越化学工業株 式会社	東京都千代田区大手 町二丁目6番1号	7,505,000	—	7,505,000	1.74
計	—	7,505,000	—	7,505,000	1.74

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法または会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月29日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 16名 当社従業員 47名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	767,000株 (新株予約権1個につき普通株式100株)
新株予約権の行使時の払込金額	4,244円 ※1
新株予約権の行使期間	平成17年6月29日から平成22年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) ※1 1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を記載しております。新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権1個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権発行の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げております。

4,244円は、新株予約権発行の日(平成17年6月29日)の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。

ロ 新株予約権の割当を受けた者の死亡後2年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができます。

ハ 次の各期間について、平成17年6月29日以降に行使される新株予約権の個数の合計が、付与された新株予約権の総数に、該当期間の右側に示した割合を乗じた数を上回らないことを条件としております。

平成17年6月29日から平成18年3月31日まで 50%

平成18年4月1日から平成22年3月31日まで 100%

ニ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 17名 当社従業員 47名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	786,000株（新株予約権1個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額	6,560円 ※1
新株予約権の行使期間	平成18年7月13日から平成23年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しております。新株予約権1個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権1個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切上げております。

6,560円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日（平成18年7月12日）の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日（平成18年7月13日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

- ※2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- イ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ロ 新株予約権の割当を受けた者の死亡後2年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができます。
  - ハ 次の各期間について、平成18年7月13日以降に行使される新株予約権の個数の合計が、付与された新株予約権の総数に、該当期間の右側に示した割合を乗じた数を上回らないことを条件としております。

平成18年7月13日から平成19年3月31日まで	50%
平成19年4月1日から平成23年3月31日まで	100%
  - ニ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。
- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(平成19年6月28日定時株主総会決議)

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年6月28日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 20名 当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	915,000株(新株予約権1個につき普通株式100株)
新株予約権の行使時の払込金額	8,949円 ※1
新株予約権の行使期間	平成19年7月2日から平成24年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下「行使価額」という。)を記載しております。新株予約権1個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権1個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切上げております。

8,949円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日(平成19年6月28日)の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日(平成19年7月2日。以下同じ。)後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

- ※2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- イ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ロ 新株予約権の割当を受けた者の死亡後2年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができます。
  - ハ 次の各期間について、平成19年7月2日以降に行使される新株予約権の個数の合計が、付与された新株予約権の総数に、該当期間の右側に示した割合を乗じた数を上回らないことを条件としております。

平成19年7月2日から平成20年3月31日まで	50%
平成20年4月1日から平成24年3月31日まで	100%
  - ニ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。
- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(平成20年6月27日定時株主総会決議)

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年6月27日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 61名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	251,000株(新株予約権1個につき普通株式100株)
新株予約権の行使時の払込金額	6,755円 ※1
新株予約権の行使期間	平成21年7月15日から平成25年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下「行使価額」という。)を記載しております。新株予約権1個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権1個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切上げております。

6,755円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日(平成20年6月27日)の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日(平成20年7月14日。以下同じ。)後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。



- ※2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ハ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。
- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(平成20年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、以下の要領により新株予約権を発行することを、平成20年6月27日開催の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	575,000株(新株予約権1個につき普通株式100株)
新株予約権の行使時の払込金額	6,755円 ※1
新株予約権の行使期間	平成21年7月15日から平成25年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下「行使価額」という。)を記載しております。新株予約権1個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権1個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切上げております。

6,755円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日(平成20年6月27日)の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日(平成20年7月14日。以下同じ。)後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

- ※2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ハ その他の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。
- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(平成21年6月26日定時株主総会決議)

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月26日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 64名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	252,000株 (新株予約権1個につき普通株式100株)
新株予約権の行使時の払込金額	4,804円※1
新株予約権の行使期間	平成22年8月7日から平成26年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下「行使価額」という。)を記載しております。新株予約権1個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権1個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切上げております。

4,804円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日(平成21年7月22日)の属する月の前月(平成21年6月)の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日(平成21年8月6日。以下同じ。)後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

- ※2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ハ その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。
- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(平成21年7月22日取締役会決議)

会社法に基づき、以下の要領により新株予約権を発行することを、平成21年7月22日開催の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成21年7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	685,000株(新株予約権1個につき普通株式100株)
新株予約権の行使時の払込金額	4,804円 ※1
新株予約権の行使期間	平成22年8月7日から平成26年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下「行使価額」という。)を記載しております。新株予約権1個当たりの出資金額は、次により決定される行使価額に上記の新株予約権1個の株式数を乗じた金額です。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切上げております。

4,804円は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日(平成21年7月22日)の属する月の前月(平成21年6月)の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた価額であります。

なお、割当日(平成21年8月6日。以下同じ。)後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

- ※2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- イ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ロ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができます。
  - ハ その他の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。
- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(平成22年6月29日定時株主総会決議)

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月29日開催の定時株主総会において特別決議したものであります。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	300,000株を上限とする(新株予約権1個につき普通株式100株)
新株予約権の行使時の払込金額	※1
新株予約権の行使期間	割当日の1年後の応答日の翌日から平成27年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	※2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切上げます。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※2 新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。



※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	6,241	31,207,680
当期間における取得自己株式	632	3,333,690

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の行使に伴い交付した取得自己株式)	138,000	585,672,000	—	—
(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づき売り渡した取得自己株式)	160	773,620	—	—
保有自己株式数	7,505,054	—	7,505,686	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づき売り渡した取得自己株式は含めておりません。

### 3【配当政策】

当社は、長期的な観点に立って、事業収益の拡大と企業体質の強化に注力させていただき、そうした経営努力の成果を株主の皆様にも適正に還元する配当を行うことを基本方針としております。内部留保金は、設備投資、研究開発投資、事業買収などに充当し、国際的な競争力の強化と今後の事業展開に積極的に活用し、企業価値を高めるよう努力しております。

この方針に沿いまして、第133期の期末配当金につきましては、先に行いました中間配当金（1株につき50円）と同様1株につき50円といたしました。これにより、当期の年間配当金は前期と同様1株につき100円で、「第1【企業の概況】1【主要な経営指標等の推移】(2)提出会社の経営指標等」に記載の通り、配当性向は81.7%（前期66.7%）となりました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成21年10月26日 取締役会決議	21,225	50.00
平成22年6月29日 定時株主総会決議	21,230	50.00

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第129期	第130期	第131期	第132期	第133期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高（円）	7,040	8,170	9,580	7,000	6,010
最低（円）	3,710	5,380	4,680	3,400	4,200

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第1部）におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高（円）	5,560	4,910	5,340	5,540	4,965	5,500
最低（円）	4,760	4,430	4,600	4,710	4,620	4,745

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第1部）におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長		金川 千尋	大正15年3月15日	昭和37年2月 当社入社 昭和45年12月 海外事業本部長 昭和50年1月 取締役 昭和51年8月 常務取締役 昭和53年3月 シンテックINC. 取締役社長 (現任) 昭和54年1月 専務取締役 昭和58年8月 代表取締役副社長 平成2年8月 代表取締役社長 平成22年6月 代表取締役会長 (現任)	(注) 4	188
代表取締役社長		森 俊三	昭和12年6月27日	昭和38年9月 当社入社 昭和60年5月 信越エンジニアリング(株)取締役 昭和63年5月 同常務取締役 平成4年1月 武生工場長 平成4年6月 取締役 平成8年6月 常務取締役 平成10年6月 専務取締役 平成19年7月 代表取締役専務 平成21年6月 代表取締役副社長 平成22年6月 代表取締役社長 (現任)	(注) 4	33
代表取締役副社長	半導体事業・ 精密材料事業・ 技術関係担当	秋谷 文男	昭和15年10月20日	昭和39年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成10年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成14年6月 専務取締役 平成16年6月 信越半導体(株)代表取締役社長 (現任) 平成19年7月 代表取締役専務 平成21年6月 代表取締役副社長 (現任)	(注) 4	6
代表取締役副社長	社長室・広報・ 経理・法務関係担当 国際事業本部長	斉藤 恭彦	昭和30年12月5日	昭和53年4月 当社入社 平成10年3月 シリカプロダクツINC. 取締役 社長 (現任) 平成11年12月 シンエツPVC B.V. 取締役 (現 任) 平成13年6月 取締役 平成14年6月 常務取締役 平成16年4月 信越半導体(株)代表取締役副社 長 (現任) シンエツハンドウタイアメリ カInc. 取締役社長 (現任) 平成17年6月 専務取締役 平成19年7月 代表取締役専務 平成21年6月 国際事業本部長 (現任) 平成22年6月 代表取締役副社長 (現任)	(注) 3	7
代表取締役専務	シリコン事 業本部長	小野 義昭	昭和19年1月1日	昭和42年7月 当社入社 平成12年6月 シリコン電子材料技術研究 所長 平成15年6月 取締役 平成17年6月 常務取締役 平成21年6月 シリコン事業本部長 (現任) 代表取締役専務 (現任)	(注) 3	6
常務取締役	総務・人事・ 環境保安・業 務監査関係担 当	幅田 紀一	昭和16年3月21日	昭和38年4月 当社入社 平成4年8月 群馬事業所長代理 松井田工場長 平成8年6月 取締役 平成17年6月 常務取締役 (現任)	(注) 4	5
常務取締役	資材関係担当 新規製品部長	高杉 晃司	昭和16年8月21日	昭和35年3月 当社入社 平成13年12月 国際事業本部長 平成17年6月 取締役 平成19年6月 常務取締役 (現任) 平成21年6月 新規製品部長 (現任)	(注) 3	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	新機能材料関係担当 研究開発部長 新機能材料技術研究所長	石原 俊信	昭和22年9月8日	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 新機能材料技術研究所長(現任) 取締役 平成22年6月 常務取締役(現任) 研究開発部長(現任)	(注)3	6
常務取締役	半導体事業部 業務部長	轟 正彦	昭和28年5月16日	昭和51年4月 当社入社 平成13年1月 半導体事業部業務部長(現任) 平成16年4月 信越半導体㈱取締役 平成18年6月 取締役 平成21年6月 信越半導体㈱常務取締役(現任) 平成22年6月 常務取締役(現任)	(注)4	4
常務取締役	社長室・経理 関係担当 秘書室長	秋本 俊哉	昭和34年6月5日	昭和57年4月 当社入社 平成19年9月 秘書室長(現任) 平成20年6月 取締役 平成22年6月 常務取締役(現任)	(注)4	3
取締役		フランク・ピーター・ポポフ	昭和10年10月27日	昭和62年12月 ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー最高経営責任者 平成4年12月 同取締役会長 平成13年1月 当社顧問 シンテックINC. 取締役(現任) 平成13年6月 取締役(現任)	(注)3	91
取締役		河野 俊二	昭和2年8月1日	平成2年6月 東京海上火災保険㈱(現東京海上日動火災保険㈱)代表取締役社長 平成8年6月 同代表取締役会長 平成13年6月 同相談役 平成15年6月 取締役(現任) 平成20年6月 東京海上日動火災保険㈱名誉顧問(現任)	(注)3	11
取締役		金子 昌資	昭和14年3月2日	平成13年10月 ㈱日興コーディアルグループ代表取締役会長兼社長 平成17年6月 同取締役兼執行役会長 平成18年6月 取締役(現任)	(注)4	5
取締役		宮崎 毅	昭和6年12月16日	平成2年3月 三菱倉庫㈱代表取締役社長 平成10年6月 同代表取締役会長 平成15年6月 同相談役(現任) 平成16年8月 信越半導体㈱監査役 平成19年6月 取締役(現任)	(注)3	-
取締役		福井 俊彦	昭和10年9月7日	昭和33年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同副総裁 平成15年3月 同総裁 平成20年11月 当社特別顧問 平成21年6月 取締役(現任)	(注)3	-
取締役		小宮山 宏	昭和19年12月15日	昭和63年7月 東京大学工学部教授 平成12年4月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長 平成17年4月 国立大学法人東京大学総長 平成21年5月 当社特別顧問 平成22年6月 取締役(現任)	(注)4	-
取締役	塩ビ事業本部長	宮島 正紀	昭和22年2月8日	昭和46年7月 当社入社 平成9年5月 精密材料事業部精密材料部長 平成13年6月 取締役(現任) 平成14年11月 塩ビ事業本部長(現任)	(注)3	21
取締役	有機合成事業部長	荒井 文男	昭和33年9月15日	昭和56年4月 当社入社 平成15年3月 シンエツPVC B.V. 取締役社長(現任) 平成16年1月 SEタイローズ GmbH & Co. KG 取締役社長(現任) 平成16年6月 取締役(現任) 平成22年6月 有機合成事業部長(現任)	(注)4	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	経理部長	笠原 俊幸	昭和26年5月7日	昭和45年3月 当社入社 平成13年12月 経理部長(現任) 平成17年6月 取締役(現任)	(注)3	3
取締役	企業開発部長	小根澤 英徳	昭和27年2月27日	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 信越半導体(株)取締役 平成16年8月 同常務取締役 平成17年6月 取締役(現任) 平成22年3月 企業開発部長(現任)	(注)3	4
取締役	社長室長 広報部長	中村 健	昭和26年5月27日	昭和50年4月 当社入社 平成12年12月 広報部長(現任) 平成17年7月 社長室長(現任) 平成19年6月 取締役(現任)	(注)3	3
取締役	電子材料事業 本部長	松井 幸博	昭和23年10月2日	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 電子材料事業本部マグネット 部長(現任) 平成21年6月 取締役(現任) 平成22年6月 電子材料事業本部長(現任)	(注)3	3
取締役	特許関係担当 開発調査部長	岡本 博明	昭和24年1月3日	昭和46年7月 当社入社 平成19年12月 研究開発部部長代理 平成21年6月 取締役(現任) 平成22年6月 開発調査部長(現任)	(注)3	3
常勤監査役		岡田 理	昭和12年8月21日	昭和36年4月 当社入社 昭和63年6月 信越半導体(株)取締役 平成5年6月 同常務取締役 平成7年6月 同専務取締役 平成11年6月 同代表取締役副社長 平成13年6月 同顧問 平成15年6月 常勤監査役(現任)	(注)5	2
監査役		渡瀬 昌彦	昭和8年11月20日	昭和32年4月 当社入社 平成3年10月 法務部長 平成9年6月 常勤監査役 平成16年6月 監査役(現任)	(注)5	3
監査役		福井 琢	昭和36年8月24日	昭和62年4月 弁護士登録(第二東京弁護士 会) 柏木総合法律事務所入所 平成16年4月 慶應義塾大学大学院法務研究 科教授(現任) 平成17年6月 監査役(現任) 平成21年1月 同事務所マネージングパート ナー(現任)	(注)6	—
監査役		小坂 義人	昭和30年7月13日	昭和59年12月 税理士登録 平成2年3月 公認会計士登録 平成3年4月 アクタス監査法人(現 太陽 A S G有限責任監査法人)代 表社員(現任) 平成18年6月 監査役(現任) 平成21年7月 飛悠税理士法人代表社員(現 任)	(注)7	0
監査役		永野 紀吉	昭和15年11月29日	平成16年12月 (株)ジャスダック証券取引所 (現 (株)大阪証券取引所)代 表取締役会長兼社長 平成17年6月 同最高顧問 平成18年6月 同経営諮問会議議長 平成19年6月 監査役(現任)	(注)5	—
計						421

(注) 1. 取締役フランク・ピーター・ポポフ、河野俊二、金子昌資、宮崎 毅、福井俊彦及び小宮山 宏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役福井 琢、小坂義人及び永野紀吉 は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

5. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は継続的に企業価値を高めることを第一とする、株主重視の経営を基本方針としております。この方針を実現するために、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸制度を整備するとともに、経営における透明性の向上や監視機能強化の観点から、株主・投資家に対する積極的で適時・的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。

#### ②企業統治の体制

##### (企業統治の体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、提出日（平成22年6月30日）現在、取締役は23名（内、社外取締役6名）、監査役は5名（内、社外監査役3名）であります。業務執行についての主な審議・決定機関としては、常務委員会と法定の取締役会があり、原則としていずれも毎月1回開催されております。また、独立性の高い上記3名の社外監査役を含む合計5名の監査役により監査役会が構成されています。さらに、当社は、社外取締役等から構成される「役員報酬委員会」を設置し、役員報酬の審査及び評価を行い、取締役会に答申する体制を確保しております。

##### (企業統治の体制として監査役制度を採用する理由)

監査役による取締役の職務執行に対する監査は会社法において法定されている制度であり、当社においては、上記のとおり独立性の高い3名の社外監査役を含む合計5名の監査役により監査役会が構成されています。当社においては、監査役の監査を支える人材・体制の充実を図っているほか、監査役と内部監査部門との連携も行われており、監査役による監査の機能が十分に果たされる運用を行っております。当社は、更に、独立性の高い社外取締役を複数名選任しており、当該社外取締役が監査役や内部監査部門との連携のもと、経営に対する十分な監督を行っております。当社としては、以上のとおり、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを構築しております。加えて、当社は「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の運用に係る取締役会の判断の公正さを担保するための機関として、複数名の社外取締役からなる「独立委員会」を設置しており、有事における取締役会の恣意的判断の防止を図る体制も採用しております。以上のような取組みにより、当社にとって望ましいガバナンス体制を確立でき、また、株主及び投資家等からの信認も確保できると考えられることから、企業統治の体制として監査役制度を採用しております。

##### (内部統制システムの整備の状況)

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（会社法第362条第4項第6号等）を整備するための方針として以下のとおり「内部統制基本方針」を定めており、この基本方針に従って、内部統制システムを構築、運用するとともに、常時見直しを行い、より適切、効率的な内部統制システムの整備に努めております。

#### イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

当社は、コンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づきコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

#### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。

これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

#### ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

#### ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担により、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

子会社における業務について、業務監査部並びに個々の監査内容に係る部門が、必要に応じて子会社の内部監査部門と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

また、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役（社外監査役を含む）とともに、関連会社会議、関連会社社長会に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく報告する。

(イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項

(ロ) 経営、財務情報に係る重要事項

(ハ) 内部監査の実施状況

(ニ) 重大な法令・定款違反

(ホ) コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、業務監査部との定例報告会を開催するなど連係を図る。

### ③監査役監査及び内部監査の状況

監査役の人員については、上記のとおりです。また、監査役の職務を補助する者として、業務監査部及び法務部の職員が監査役スタッフを兼任しております。

当社の監査役は、社内重要会議への出席のほか、重要書類の閲覧などを通じて業務執行に対する監査を行っております。更に、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を随時求め、適宜その調査に立会い、また、情報交換、意見交換を年数回行っております。なお、監査役小坂義人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部監査の組織体制としては、専任部署である業務監査部（提出日現在、職員8名）が業務活動の適法性・合理性の観点から各部門の業務監査を実施し、その結果については、経営者、社外取締役及び監査役等に報告を行っております。

監査役は、毎月、業務監査部と定例会議を行い、活動状況や内部監査の結果等の報告を受け、その活動内容や監査テーマの選定等について助言を行い、必要に応じて業務監査部に調査を求めています。また、情報交換、意見交換は随時行っております。監査役が会計監査人から監査計画や会計監査に関する報告、説明を受ける際には業務監査部も出席し、三者の連携をより実効あるものとし、監査機能の強化に努めております。

これらの監査機能と内部統制との関係については、上記の「内部統制基本方針」をご参照下さい。

### ④社外取締役及び社外監査役

提出日現在、社外取締役は6名、社外監査役は3名です。

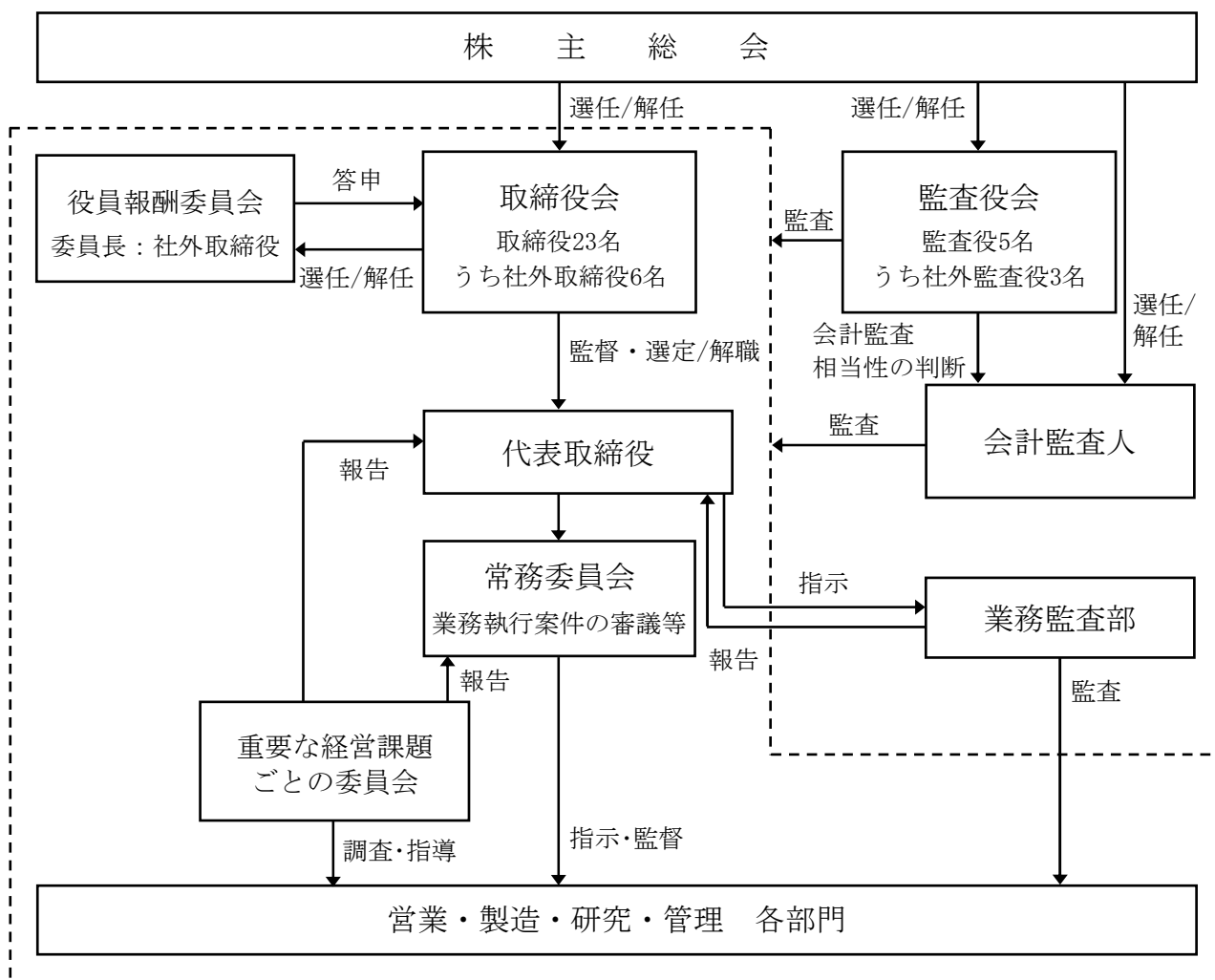
当社は、同日現在、社外取締役として、米国ダウ・ケミカル社元CEOのフランク・ピーター・ポポフ氏、東京海上日動火災保険(株)名誉顧問の河野俊二氏、旧(株)日興コーディアルグループ取締役兼執行役会長の金子昌資氏、三菱倉庫(株)相談役の宮崎 毅氏、日本銀行前総裁の福井俊彦氏、東京大学前総長の小宮山 宏氏を社外取締役として迎えております。いずれの社外取締役も、当社と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。当社においては、社外取締役からは、独立した立場からの監視・監督のみならず、これまでの豊かな経営経験や卓越した知見を活かした大所高所からの助言を頂いております。また、フランク・ピーター・ポポフ氏は役員報酬の審査及び評価を行う「役員報酬委員会」の委員長を務めており、他の社外取締役は前述の買収防衛策の「独立委員会」の委員に就任しております。



社外監査役としては、弁護士（柏木総合法律事務所マネージングパートナー）の福井 琢氏、公認会計士・税理士（太陽ASG有限責任監査法人代表社員、飛悠税理士法人代表社員）の小坂義人氏、旧㈱ジャスダック証券取引所代表取締役会長兼社長の永野紀吉氏を迎えております。社外監査役福井 琢氏がマネージングパートナーを兼任する柏木総合法律事務所は、当社から個別案件に関するの弁護士報酬を受けておりますが、当社との利害関係は同氏の独立性に影響を与えるものではございません。また、その他の社外監査役は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。当社においては、社外監査役からは、法律や財務・会計に関する専門の見地から、または、経営経験に基づく幅広い見地からの監査により、当社のコンプライアンス体制の確保に貢献して頂いております。

当社においては、社外取締役及び社外監査役による、独立した立場からの経営に対する監視・監督機能を重視し、また、経営全般に関する大所高所からの助言を期待して、社外取締役及び社外監査役を選任することとしております。

前述の業務監査部の内部監査の結果については、社外取締役や社外監査役を含む監査役にも報告されており、内部監査部門と社外取締役、監査役（社外監査役を含む。）との連携が図られているほか、当社においては、前述のとおり、監査役監査と会計監査、内部監査との連携を図っております。また、社外取締役、社外監査役と内部統制との関係については、上記の「内部統制基本方針」をご参照下さい。



※ 上記の図表は、提出日現在の状況を表示しております。

⑤会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名  
新日本有限責任監査法人

氏名等			継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道	5年
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤浩史	2年
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出勇治	4年
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川亮悟	4年

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名、その他の監査従事者 27名、合計 37名

⑥取締役の定数

当社の取締役の定数は26名以内とする旨、定款に定めております。

⑦取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

⑧株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 取締役会の決議で機動的な自己株式の取得ができるよう、定款に定めております。

ロ. 株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議で中間配当ができる旨、定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

⑩役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

役員区分	報酬等の種類 (百万円)				対象となる 役員の数 (人)	報酬等の種類 (百万円)	対象となる 役員の数 (人)
	基本報酬	賞与 (※1)	退職 慰労金 (※2)	計		ストック オプション (※3)	
取締役 (社外取締役を除く。)	749	215	—	964	18	750	18
監査役 (社外監査役を除く。)	31	8	—	39	2	—	—
社外役員	158	—	—	158	8	—	—

- (注) ※1 取締役の賞与には、平成22年6月開催の役員報酬委員会の審議による支給予定額を記載しております。当事業年度に係る取締役賞与引当額は、492百万円ですが、経済動向等諸般の事情を勘案して、支給額を見直したものであります。なお、監査役の賞与には、当事業年度に係る賞与引当額を記載しております。
- ※2 当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。
- ※3 ストックオプションは、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬等ではなく、また、金銭の支給が保証された報酬等でもありません。
- 4 取締役への支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む)は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役に対する使用人給与として重要なものではありません。
- 5 取締役(社外取締役を除く。)への「基本報酬」、「賞与」の計に「ストックオプション」を加えた報酬等の総額は1,715百万円です。

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類 (百万円)			
			基本報酬	賞与 (※1)	退職 慰労金 (※2)	計
金川 千尋	取締役	提出会社	238	50	—	288
森 俊三	取締役	提出会社	75	23	—	98
秋谷 文男	取締役	提出会社	75	23	—	98

- (注) ※1 賞与には、平成22年6月開催の役員報酬委員会の審議による支給予定額を記載しております。
- ※2 当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。
- 3 金川千尋の「基本報酬」、「賞与」の計に「ストックオプション」の付与日におけるオプション評価額247百万円を加えた総額は535百万円です。森 俊三の「基本報酬」、「賞与」の計に「ストックオプション」の付与日におけるオプション評価額98百万円を加えた総額は197百万円です。秋谷文男の「基本報酬」、「賞与」の計に「ストックオプション」の付与日におけるオプション評価額98百万円を加えた総額は197百万円です。
- 4 上表のほか、取締役齊藤恭彦は提出会社からの「基本報酬」61百万円、「賞与」20百万円でその計81百万円に「ストックオプション」の付与日におけるオプション評価額61百万円を加えた総額は143百万円です。取締役小野義昭は提出会社からの「基本報酬」44百万円、「賞与」19百万円でその計63百万円に「ストックオプション」の付与日におけるオプション評価額61百万円を加えた総額は124百万円です。
- 5 ストックオプションは、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬等ではなく、また、金銭の支給が保証された報酬等でもありません。なお、権利行使期間は平成22年8月7日から平成26年3月31日までです。当事業年度における行使実績はありません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬は、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役を委員長とする役員報酬委員会の審査、評価を踏まえ、取締役会で決定されます。その内容は、役職、職責等に応じた「基本報酬」と年次業績を勘案した「賞与」のほか株価連動型報酬である「ストックオプション」であります。

一方、当社の監査役の報酬は、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、監査役の協議で決定されます。その内容は、監査役としての職責に応じた「基本報酬」と「賞与」となっております。

なお、社外取締役及び社外監査役には、「賞与」の支給及び「ストックオプション」の付与はいたしていません。

①株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
133銘柄 58,329百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,943,816	6,342	長期的観点による取引 関係の維持・強化
㈱八十二銀行	11,830,591	6,293	長期的観点による取引 関係の維持・強化
ニッセイ同和損害保険㈱	5,904,186	2,851	長期的観点による取引 関係の維持・強化
スズキ㈱	1,330,000	2,743	長期的観点による取引 関係の維持・強化
三菱電機㈱	3,011,000	2,586	長期的観点による取引 関係の維持・強化
三菱倉庫㈱	1,708,000	1,984	長期的観点による取引 関係の維持・強化
三井物産㈱	1,212,437	1,904	長期的観点による取引 関係の維持・強化
富士フィルムホールディングス㈱	504,700	1,625	長期的観点による取引 関係の維持・強化
㈱クボタ	1,840,000	1,567	長期的観点による取引 関係の維持・強化
㈱みずほフィナンシャルグループ	5,948,710	1,100	長期的観点による取引 関係の維持・強化

(注) ニッセイ同和損害保険㈱株式5,904,186株は、経営統合に伴う株式交換によって、平成22年4月1日付でMS&ADインシュアランスグループホールディング㈱株式1,127,699株となっております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	81	6	81	13
連結子会社	25	5	17	10
計	106	12	99	23

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社のうち海外子会社4社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST&YOUNGに対する監査証明業務に係る報酬として、41百万円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社のうち海外子会社4社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST&YOUNGに対する監査証明業務に係る報酬として、28百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制のアドバイザリー・サービスであります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な財務情報の開示を行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の実施するセミナーなど財務情報の開示に関する各種研修へ参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	209,541	209,046
受取手形及び売掛金	215,842	273,949
有価証券	111,878	109,761
商品及び製品	117,470	95,607
仕掛品	10,312	11,231
原材料及び貯蔵品	80,326	76,713
繰延税金資産	36,098	25,961
その他	37,084	43,242
貸倒引当金	△2,627	△2,943
流動資産合計	815,926	842,571
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2, ※4 161,392	※2 167,206
機械装置及び運搬具（純額）	※2, ※4 294,007	※2 264,014
土地	※4 62,574	65,862
建設仮勘定	82,853	141,870
その他（純額）	※2 8,850	※2 7,179
有形固定資産合計	609,678	646,133
無形固定資産		
のれん	15,091	13,920
その他	3,162	3,135
無形固定資産合計	18,253	17,055
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 146,893	※1 162,399
長期貸付金	4,678	4,136
繰延税金資産	34,868	22,056
その他	※1 54,686	※1 74,799
貸倒引当金	△39	△13
投資その他の資産合計	241,086	263,378
固定資産合計	869,018	926,568
資産合計	1,684,944	1,769,139

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	75,188	93,294
短期借入金	※4 10,872	11,866
未払金	54,055	57,952
未払費用	44,682	38,629
未払法人税等	11,633	18,213
賞与引当金	1,930	1,879
役員賞与引当金	735	561
その他	10,196	7,727
流動負債合計	209,294	230,124
固定負債		
長期借入金	12,817	7,884
繰延税金負債	37,385	38,107
退職給付引当金	11,405	12,677
役員退職慰労引当金	399	369
その他	6,288	5,762
固定負債合計	68,296	64,802
負債合計	277,591	294,926
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金	128,177	128,177
利益剰余金	1,277,056	1,318,413
自己株式	△41,613	△40,892
株主資本合計	1,483,039	1,525,118
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,776	6,717
繰延ヘッジ損益	△41	517
為替換算調整勘定	△115,159	△101,207
評価・換算差額等合計	△116,978	△93,972
新株予約権	2,446	3,648
少数株主持分	38,846	39,417
純資産合計	1,407,353	1,474,212
負債純資産合計	1,684,944	1,769,139



## ②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	1,200,813	916,837
売上原価	※2 853,433	※2 700,902
売上総利益	347,380	215,934
販売費及び一般管理費	※1, ※2 114,453	※1, ※2 98,718
営業利益	232,927	117,215
営業外収益		
受取利息	6,650	3,772
受取配当金	1,991	1,259
持分法による投資利益	12,441	9,994
その他	5,388	4,145
営業外収益合計	26,472	19,171
営業外費用		
支払利息	1,705	767
固定資産除却損	725	1,404
たな卸資産処分損	1,850	—
為替差損	685	845
休止設備費用	—	2,359
その他	3,897	3,990
営業外費用合計	8,866	9,368
経常利益	250,533	127,019
特別損失		
減損損失	※3 4,363	—
投資有価証券評価損	1,684	—
特別損失合計	6,048	—
税金等調整前当期純利益	244,485	127,019
法人税、住民税及び事業税	60,129	23,679
法人税等調整額	28,478	18,711
法人税等合計	88,608	42,390
少数株主利益	1,145	776
当期純利益	154,731	83,852

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	119,419	119,419
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	119,419	119,419
資本剰余金		
前期末残高	128,177	128,177
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	128,177	128,177
利益剰余金		
前期末残高	1,163,680	1,277,056
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	1,689	—
当期変動額		
剰余金の配当	△42,884	△42,448
当期純利益	154,731	83,852
連結範囲の変動	—	119
自己株式の処分	△160	△166
当期変動額合計	111,686	41,357
当期末残高	1,277,056	1,318,413
自己株式		
前期末残高	△12,217	△41,613
当期変動額		
自己株式の取得	△29,938	△31
自己株式の処分	542	752
当期変動額合計	△29,396	721
当期末残高	△41,613	△40,892
株主資本合計		
前期末残高	1,399,059	1,483,039
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	1,689	—
当期変動額		
剰余金の配当	△42,884	△42,448
当期純利益	154,731	83,852
連結範囲の変動	—	119
自己株式の取得	△29,938	△31
自己株式の処分	381	586
当期変動額合計	82,290	42,078
当期末残高	1,483,039	1,525,118

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	10,695	△1,776
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,472	8,494
当期変動額合計	△12,472	8,494
当期末残高	△1,776	6,717
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	3,231	△41
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,273	559
当期変動額合計	△3,273	559
当期末残高	△41	517
為替換算調整勘定		
前期末残高	25,809	△115,159
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△140,969	13,952
当期変動額合計	△140,969	13,952
当期末残高	△115,159	△101,207
評価・換算差額等合計		
前期末残高	39,737	△116,978
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△156,716	23,006
当期変動額合計	△156,716	23,006
当期末残高	△116,978	△93,972
新株予約権		
前期末残高	1,614	2,446
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	831	1,202
当期変動額合計	831	1,202
当期末残高	2,446	3,648
少数株主持分		
前期末残高	43,257	38,846
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,410	570
当期変動額合計	△4,410	570
当期末残高	38,846	39,417

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,483,669	1,407,353
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	1,689	—
当期変動額		
剰余金の配当	△42,884	△42,448
当期純利益	154,731	83,852
連結範囲の変動	—	119
自己株式の取得	△29,938	△31
自己株式の処分	381	586
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△160,295	24,779
当期変動額合計	△78,004	66,858
当期末残高	1,407,353	1,474,212

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	244,485	127,019
減価償却費	119,457	87,722
減損損失	4,363	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	793	1,165
投資有価証券売却損益 (△は益)	△376	△164
投資有価証券評価損益 (△は益)	1,684	403
受取利息及び受取配当金	△8,641	△5,032
支払利息	1,705	767
為替差損益 (△は益)	10,256	△1,491
持分法による投資損益 (△は益)	△12,441	△9,994
売上債権の増減額 (△は増加)	69,102	△52,339
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△20,782	27,710
長期前渡金の増減額 (△は増加)	△21,220	△16,595
仕入債務の増減額 (△は減少)	△61,389	15,855
その他	6,741	2,158
小計	333,738	177,184
利息及び配当金の受取額	16,228	13,330
利息の支払額	△1,730	△793
法人税等の支払額	△91,656	△18,182
営業活動によるキャッシュ・フロー	256,579	171,538
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△47,538	△21,970
有価証券の償還による収入	30,654	52,612
有形固定資産の取得による支出	△189,696	△131,625
有形固定資産の売却による収入	856	9,227
無形固定資産の取得による支出	△1,391	△1,006
投資有価証券の取得による支出	△34,513	△6,170
投資有価証券の売却による収入	6,837	1,141
投資有価証券の償還による収入	36,666	2,017
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△2,044
貸付けによる支出	△5,636	△241
貸付金の回収による収入	915	78
その他	2,055	△4,854
投資活動によるキャッシュ・フロー	△200,790	△102,835

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,459	90
長期借入金の返済による支出	△3,317	△8,083
自己株式の取得による支出	△29,938	△31
自己株式の売却による収入	381	586
配当金の支払額	△42,884	△42,448
少数株主への配当金の支払額	△826	△1,007
その他	△39	△66
財務活動によるキャッシュ・フロー	△80,084	△50,960
現金及び現金同等物に係る換算差額	△26,278	1,762
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△50,574	19,505
現金及び現金同等物の期首残高	301,619	251,044
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	△106
現金及び現金同等物の期末残高	* 251,044	* 270,443

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社のうち68社が連結の範囲に含まれております。主要な連結子会社名は、「第1. 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p> <p>子会社のうちシンエツエレクトロニクスマレーシアSDN. BHD. ほかは連結の範囲に含めておりません。</p> <p>これら非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも少額であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>子会社のうち70社が連結の範囲に含まれております。主要な連結子会社名は、「第1. 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p> <p>なお、従来持分法適用関連会社であったシレスS. A. 及び同社の子会社であるエンプレーザ プレパラドーラ デ コンポストス ビニリコスS. A.、コンプエストス イ グランサス S. A.、プロドゥサン イ セルビソス エネルジェティコスS. A. は、株式取得による持分の増加により、当連結会計年度より連結の範囲に含めました。</p> <p>また、従来連結子会社であった信越シーラント（株）、Shin-Etsu Polymer Mexico, S. A. de C. V. は、清算等により当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。</p> <p>子会社のうちシンエツエレクトロニクスマレーシアSDN. BHD. ほかは連結の範囲に含めておりません。</p> <p>これら非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも少額であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社及び関連会社のうち、次に示す8社に対する投資について持分法を適用しております。</p> <p>関連会社 8社 三益半導体工業(株) 信越石英(株) 鹿島塩ビモノマー(株) ヘムロックセミコンダクターCorp. その他 4社</p>	<p>非連結子会社及び関連会社のうち、次に示す7社に対する投資について持分法を適用しております。</p> <p>関連会社 7社 三益半導体工業(株) 信越石英(株) 鹿島塩ビモノマー(株) ヘムロックセミコンダクターCorp. その他 3社</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、その他に含まれるヘムロックセミコンダクターLLCについては、新たに株式を取得したことにより当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>持分法の適用から除外した非連結子会社（シンエツエレクトロニクスマレーシアSDN. BHD. ほか）及び関連会社（(株)タツノ化学ほか）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p> <p>持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる6社のうち、5社については各社の事業年度に係る財務諸表を使用し、1社については2月末日で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。</p>	<p>なお、従来持分法適用関連会社であったシレスS.A. は、株式取得による持分の増加により、当連結会計年度より連結子会社を含めております。</p> <p>持分法の適用から除外した非連結子会社（シンエツエレクトロニクスマレーシアSDN. BHD. ほか）及び関連会社（(株)タツノ化学ほか）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p> <p>持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる5社のうち、4社については各社の事業年度に係る財務諸表を使用し、1社については2月末日で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p>	<p>連結子会社のうち、個々の決算日と連結決算日が異なる会社の決算日と会社名は次のとおりであります。</p> <p>12月31日 シンテックINC.、シンエツハンドウタイアメリカINC.ほか 39社</p> <p>2月末日 長野電子工業(株)、直江津電子工業(株)、ほか5社</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、個々の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、個々の決算日と連結決算日が異なる会社の決算日と会社名は次のとおりであります。</p> <p>12月31日 シンテックINC.、シンエツハンドウタイアメリカINC.ほか 42社</p> <p>2月末日 長野電子工業(株)、直江津電子工業(株)、ほか5社</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、個々の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p>



項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法） その他有価証券 時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） 時価のないもの ……主として移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ 時価法</p> <p>③ たな卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） (会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,397百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 主として定率法を採用しております。 なお、当社及び一部の連結子会社は平成10年4月1日以降取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物及び構築物 15～47年 機械装置及び運搬具 2～20年 また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、有形固定資産（但し、半導体シリコン製造設備を除く）の耐用年数の見直しを行った結果、当連結会計年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。この変更に伴い、当連結会計年度の減価償却費は従来の方法によった場合と比較して307百万円減少し、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ165百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 一部の連結子会社は、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により発生した連結会計年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。</p>	<p>—————</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>④ 役員賞与引当金 当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上しておりましたが、当社及び一部の国内連結子会社は平成20年開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これにより当連結会計年度において打ち切り支給額1,868百万円を「役員退職慰労引当金」より取崩し、固定負債「その他」に振替えております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 為替予約取引  ヘッジ対象 資金調達に伴う金利取引、有価証券 外貨建予定取引</p>	<p>④ 役員賞与引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <hr/> <p>(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左  ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 為替予約取引 通貨スワップ取引 ヘッジ対象 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>③ ヘッジ方針 デリバティブ取引の限度額は実需の範囲内であり、投機目的によるデリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>④ ヘッジ有効性の評価 ヘッジの有効性評価については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、元本・契約期間・金利インデックス・受払条件等について金利スワップの特例処理の要件を満たしているものは決算日における有効性の評価を省略しております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日からおおむね3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当連結会計年度の営業利益は459百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ383百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ111,520百万円、19,587百万円、73,228百万円であります。</p>	<p>—————</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>「休止設備費用」は、前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度では、区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度における「休止設備費用」の金額は215百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																		
<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">投資有価証券(株式)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">70,147</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産の「その他」 (出資金)</td> <td style="text-align: right;">1,389</td> <td></td> </tr> </table>	投資有価証券(株式)	70,147	百万円	投資その他の資産の「その他」 (出資金)	1,389		<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">投資有価証券(株式)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">73,559</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産の「その他」 (出資金)</td> <td style="text-align: right;">1,390</td> <td></td> </tr> </table>	投資有価証券(株式)	73,559	百万円	投資その他の資産の「その他」 (出資金)	1,390							
投資有価証券(株式)	70,147	百万円																	
投資その他の資産の「その他」 (出資金)	1,389																		
投資有価証券(株式)	73,559	百万円																	
投資その他の資産の「その他」 (出資金)	1,390																		
<p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,248,324百万円</p>	<p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,313,405百万円</p>																		
<p>3. 連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">従業員(住宅資金ほか)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">70</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>連結子会社が発行する社債の債務履行引受契約に係る偶発債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">無担保社債</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">5,000</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table>	従業員(住宅資金ほか)	70	百万円	無担保社債	5,000	百万円	<p>3. 連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">従業員(住宅資金ほか)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">52</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">—————</p>	従業員(住宅資金ほか)	52	百万円									
従業員(住宅資金ほか)	70	百万円																	
無担保社債	5,000	百万円																	
従業員(住宅資金ほか)	52	百万円																	
<p>※4. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">担保資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">建物及び構築物</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">634</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">(634)</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">4,013</td> <td style="text-align: right;">(4,013)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">570</td> <td style="text-align: right;">(570)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">5,218</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">(5,218)</td> </tr> </table> <p>担保付債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">短期借入金</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">46</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">(46)</td> </tr> </table> <p>上記のうち( )内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。</p>	担保資産			建物及び構築物	634	(634)	機械装置及び運搬具	4,013	(4,013)	土地	570	(570)	合計	5,218	(5,218)	短期借入金	46	(46)	<p style="text-align: center;">—————</p>
担保資産																			
建物及び構築物	634	(634)																	
機械装置及び運搬具	4,013	(4,013)																	
土地	570	(570)																	
合計	5,218	(5,218)																	
短期借入金	46	(46)																	

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																								
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">発送費</td> <td style="text-align: right;">29,089百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">19,705</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,244</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">769</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">733</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">103</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,882</td> </tr> <tr> <td>技術研究費</td> <td style="text-align: right;">10,033</td> </tr> <tr> <td>（うち退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">176)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">272</td> </tr> </table>	発送費	29,089百万円	給料手当	19,705	賞与引当金繰入額	1,244	役員賞与引当金繰入額	769	退職給付引当金繰入額	733	役員退職慰労引当金繰入額	103	減価償却費	1,882	技術研究費	10,033	（うち退職給付引当金繰入額	176)	貸倒引当金繰入額	272	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">発送費</td> <td style="text-align: right;">24,839百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">18,474</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,300</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">558</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">601</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,720</td> </tr> <tr> <td>技術研究費</td> <td style="text-align: right;">10,330</td> </tr> <tr> <td>（うち退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">184)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">411</td> </tr> </table>	発送費	24,839百万円	給料手当	18,474	賞与引当金繰入額	1,300	役員賞与引当金繰入額	558	退職給付引当金繰入額	601	役員退職慰労引当金繰入額	21	減価償却費	1,720	技術研究費	10,330	（うち退職給付引当金繰入額	184)	貸倒引当金繰入額	411
発送費	29,089百万円																																								
給料手当	19,705																																								
賞与引当金繰入額	1,244																																								
役員賞与引当金繰入額	769																																								
退職給付引当金繰入額	733																																								
役員退職慰労引当金繰入額	103																																								
減価償却費	1,882																																								
技術研究費	10,033																																								
（うち退職給付引当金繰入額	176)																																								
貸倒引当金繰入額	272																																								
発送費	24,839百万円																																								
給料手当	18,474																																								
賞与引当金繰入額	1,300																																								
役員賞与引当金繰入額	558																																								
退職給付引当金繰入額	601																																								
役員退職慰労引当金繰入額	21																																								
減価償却費	1,720																																								
技術研究費	10,330																																								
（うち退職給付引当金繰入額	184)																																								
貸倒引当金繰入額	411																																								
<p>※2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、37,469百万円であります。</p>	<p>※2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、33,574百万円であります。</p>																																								
<p>※3. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて、合計4,363百万円の減損損失を特別損失に計上いたしました。当社グループは、管理会計上の事業区分を、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として識別し、グルーピングしております。</p> <p>①連結子会社(信越半導体(株))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">場所</th> <th style="width: 10%;">用途</th> <th style="width: 50%;">種類</th> <th style="width: 20%;">減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">犀潟工場 (新潟県 上越市) ほか</td> <td rowspan="3">小口径半 導体シリコ ン製造設備</td> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">4,085</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">278</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">4,363</td> </tr> </tbody> </table> <p>同社の小口径半導体シリコン事業については、金融危機を背景として需要低迷、需給ギャップに伴う競争激化、並びに主要顧客の大口径化の進展等により、小口径半導体シリコン事業の事業環境は著しく悪化したため、当該製品を製造する各工場の資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額いたしました。なお回収可能価額の算定は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。</p>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	犀潟工場 (新潟県 上越市) ほか	小口径半 導体シリコ ン製造設備	機械装置及び運搬具	4,085	その他	278	合 計	4,363																													
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																						
犀潟工場 (新潟県 上越市) ほか	小口径半 導体シリコ ン製造設備	機械装置及び運搬具	4,085																																						
		その他	278																																						
		合 計	4,363																																						



## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	432,106,693	—	—	432,106,693
合計	432,106,693	—	—	432,106,693
自己株式				
普通株式(注)	1,865,726	5,863,978	92,731	7,636,973
合計	1,865,726	5,863,978	92,731	7,636,973

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加5,863,978株は、会社法165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得5,825,000株、及び単元未満株式の買取りによる増加38,978株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少92,731株は、ストック・オプションの行使による減少81,500株、及び単元未満株式の買増請求による減少11,231株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権 (注)			—			2,172
連結子会社	—			—			273
合計				—			2,446

(注) 当連結会計年度末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は、778百万円であります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,512百万円	50円00銭	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月23日 取締役会	普通株式	21,372百万円	50円00銭	平成20年9月30日	平成20年11月18日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,223百万円	利益剰余金	50円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月29日

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	432,106,693	—	—	432,106,693
合計	432,106,693	—	—	432,106,693
自己株式				
普通株式（注）	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054
合計	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加6,241株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少138,160株は、ストック・オプションの行使による減少138,000株、及び単元未満株式の買増請求による減少160株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権 （注）			—			3,329
連結子会社	—			—			318
合計				—			3,648

(注) 当連結会計年度末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は、1,157百万円であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,223百万円	50円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年10月26日 取締役会	普通株式	21,225百万円	50円00銭	平成21年9月30日	平成21年11月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	21,230百万円	利益剰余金	50円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月30日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) 百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) 百万円
現金及び預金勘定 209,541	現金及び預金勘定 209,046
有価証券勘定 111,878	有価証券勘定 109,761
預入期間がおおむね3カ月を超える定期預金 (－) 31,829	預入期間がおおむね3カ月を超える定期預金 (－) 37,434
株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね3カ月を超える (－) 38,545	株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね3カ月を超える (－) 10,930
コマーシャルペーパー、債券等	コマーシャルペーパー、債券等
現金及び現金同等物 251,044	現金及び現金同等物 270,443

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">111</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">1,130</td> <td style="text-align: center;">672</td> <td style="text-align: center;">457</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,241</td> <td style="text-align: center;">737</td> <td style="text-align: center;">503</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">240百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">263</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">503</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">271百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">271</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,878</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">3,078</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	111	64	46	その他	1,130	672	457	合計	1,241	737	503	1年内	240百万円	1年超	263	合計	503	支払リース料	271百万円	減価償却費相当額	271	未経過リース料		1年内	1,200百万円	1年超	1,878	合計	3,078	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">974</td> <td style="text-align: center;">737</td> <td style="text-align: center;">237</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,079</td> <td style="text-align: center;">812</td> <td style="text-align: center;">266</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">170百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">266</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">236百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">236</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">4,453百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,163</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">7,617</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	105	75	29	その他	974	737	237	合計	1,079	812	266	1年内	170百万円	1年超	96	合計	266	支払リース料	236百万円	減価償却費相当額	236	未経過リース料		1年内	4,453百万円	1年超	3,163	合計	7,617
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																		
機械装置及び運搬具	111	64	46																																																																		
その他	1,130	672	457																																																																		
合計	1,241	737	503																																																																		
1年内	240百万円																																																																				
1年超	263																																																																				
合計	503																																																																				
支払リース料	271百万円																																																																				
減価償却費相当額	271																																																																				
未経過リース料																																																																					
1年内	1,200百万円																																																																				
1年超	1,878																																																																				
合計	3,078																																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																		
機械装置及び運搬具	105	75	29																																																																		
その他	974	737	237																																																																		
合計	1,079	812	266																																																																		
1年内	170百万円																																																																				
1年超	96																																																																				
合計	266																																																																				
支払リース料	236百万円																																																																				
減価償却費相当額	236																																																																				
未経過リース料																																																																					
1年内	4,453百万円																																																																				
1年超	3,163																																																																				
合計	7,617																																																																				

## (金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループの資金運用は原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券に限定して行っております。また、運転資金及び設備資金に必要な資金は主として、銀行借入れや社債発行により調達する方針であります。デリバティブ取引は全て事業遂行上のリスクヘッジを目的とした取引であり、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて主に先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、満期保有目的債券及び業務上の関係を有する企業の株式です。譲渡性預金や非上場株式等を除き、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備資金及び長期運転資金に係る資金調達です。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、並びに投資有価証券、長期貸付金、長期借入金に係る金利の変動リスクまたは為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社及びグループ各社は、営業債権である受取手形及び売掛金についての信用リスクに関しては、当社及びグループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制とし、回収懸念先の早期把握やリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引はグループデリバティブ取引管理規程に基づき、主要取引金融機関及び格付けの高い金融機関とのみ取引し、また、資金運用も格付けの高い金融機関への預金や安全性の高い債券に限定して行っております。

当連結会計年度末現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社及びグループ各社は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対して、実需の範囲内で、主に先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、投資有価証券、長期貸付金、長期借入金に係る金利の変動リスクまたは為替の変動リスクに対して、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

当社及びグループ各社は、有価証券及び投資有価証券については、時価や発行会社の財務状況を定期的に把握し、また、株式については、発行会社との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、有価証券および投資有価証券等の取得及び処分は、各社において作成された有価証券に関する取扱規程に従って行われております。

当社及びグループ各社は、デリバティブ取引につきましては、経営陣の承認を得たデリバティブ取引に関する管理規程を設けており、管理方針、利用目的、利用範囲、取引相手の選定基準、報告体制等デリバティブ取引の執行及び管理は明文化された規程に則って行われております。

デリバティブ取引の執行及び管理はグループ各社経理担当役員の管理のもと各社経理担当部内で行われます。各社の経理担当部内では常にデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握し、随時各社の経理担当部長及び経理担当役員に報告されます。特に必要と認められる場合には随時各社経営陣にポジション状況等を報告します。

##### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及びグループ各社は、半期ごとに各部署からの報告により資金需要を把握し、手元資金を一定額維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係 2. 取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（(注) 2. を参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	209,046	209,046	—
(2) 受取手形及び売掛金	273,949	273,949	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	18,651	18,787	136
②子会社株式及び関連会社株式	22,795	19,674	(一) 3,120
③その他有価証券	152,878	152,878	—
(4) 長期貸付金	4,136	4,598	462
資産計	681,457	678,934	(一) 2,522
(1) 支払手形及び買掛金	93,294	93,294	—
(2) 短期借入金	11,866	11,866	—
(3) 未払金	57,952	57,952	—
(4) 未払費用	38,629	38,629	—
(5) 未払法人税等	18,213	18,213	—
(6) 長期借入金	7,884	7,983	98
負債計	227,841	227,939	98
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,238	2,238	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(一) 476	(一) 476	—
デリバティブ取引計	1,762	1,762	—

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については、(一) で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

#### (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローを中長期の金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	72,139
出資証券ほか	5,697
合計	77,836

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

- (注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日以後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	209,001	-	-	-
受取手形及び売掛金	273,949	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
(1) 国債・地方債等	802	650	-	-
(2) 社債	6,000	12,000	-	-
(3) その他有価証券のうち満期があるもの	103,014	106	571	-
長期貸付金	-	1,890	1,946	299
合計	592,768	14,648	2,518	299

- (注) 4. 長期借入金の連結決算日以後の返済予定額については連結附属明細表「借入金等明細表」を参照ください。

#### (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	468	475	7
	(2)社債	17,297	17,303	6
	(3)その他	4,000	4,000	0
	小計	21,765	21,780	14
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	31,577	30,824	(-)753
	(3)その他	—	—	—
	小計	31,577	30,824	(-)753
合計		53,343	52,604	(-)738

2. その他有価証券で時価のあるもの

種類		取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)	
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	15,424	20,756	5,331	
	(2)債券	国債・地方債等	—	—	—
		社債	—	—	—
		(3)その他	—	—	—
	小計	15,424	20,756	5,331	
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	21,903	16,355	(-)5,548	
	(2)債券	国債・地方債等	—	—	—
		社債	—	—	—
		(3)その他	—	—	—
	小計	21,903	16,355	(-)5,548	
合計		37,328	37,111	(-)216	

(注) 当連結会計年度において、減損処理により評価損1,680百万円を計上いたしました。これに伴い、「取得原価」には減損処理後の金額を記載しております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(平成20年4月1日～平成21年3月31日)  
売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。



4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
非上場の外国債券	591
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
非連結子会社株式及び関連会社株式	70,147
(3) その他有価証券	
非上場株式	21,587
非上場の外国債券	21,334
譲渡性預金	53,800
その他	855

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券について減損処理により評価損3百万円を計上いたしました。

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

種類	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
(1) 債券			
国債・地方債等	20,931	190	—
社債	31,874	17,000	—
その他	4,000	—	—
(2) その他	55,117	175	631
合計	111,923	17,366	631

Ⅱ 当連結会計年度（平成22年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	96	118	21
	(2) 社債	8,000	8,168	168
	(3) その他	—	—	—
	小計	8,096	8,286	190
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	554	553	(-) 0
	(2) 社債	10,000	9,946	(-) 53
	(3) その他	—	—	—
	小計	10,554	10,500	(-) 53
合計		18,651	18,787	136

2. その他有価証券

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	34,590	18,535	16,055	
	(2) 債券	国債・地方債等	—	—	—
		社債	—	—	—
		(3) その他	—	—	—
	小計	34,590	18,535	16,055	
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	14,487	18,431	(-) 3,944	
	(2) 債券	国債・地方債等	802	802	—
		社債	—	—	—
		(3) その他	102,998	102,998	—
	小計	118,287	122,231	(-) 3,944	
合計		152,878	140,767	12,111	

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 72,139百万円）及び出資証券ほか（連結貸借対照表計上額 5,697百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度  
(自 平成20年4月1日  
至 平成21年3月31日)

当社グループ(当社及び連結子会社)は、外貨建金銭債権債務に係る為替相場の変動リスクを回避するため、実需の範囲内で為替先物予約取引および通貨スワップ取引を行っております。また、金利変動時、保有する一部の債券の運用利回りを確保するためや、変動金利借入の支払利息変動リスクを回避するため、固定金利と変動金利を交換する金利スワップ取引や、地震発生時の損失の補填を目的とした地震デリバティブ取引を行っております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。金利スワップまたは通貨スワップを利用した貸付金・借入金等の金利変動リスクまたは為替相場の変動リスクの回避・低減を行っております。また、一部の外貨建予定取引につきましては、為替予約を利用して為替相場の変動リスクの回避・低減を行っております。ヘッジの有効性評価については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、元本・契約期間・金利インデックス・受払条件等について金利スワップの特例処理の要件を満たしているものは決算日における有効性の評価を省略しております。

当社グループの利用するデリバティブ取引は、市場価格変動リスクを有しておりますが、全て事業遂行上のリスクヘッジを目的とした取引であり、売買益を目的とした投機的な取引は一切行っておりません。従って、デリバティブ取引の市場価格変動リスクは重要なものではありません。また、取引の相手が契約不履行に陥る信用リスクも有しておりますが、取引相手は当社の主要借入先または高格付金融機関に限定しており、信用リスクもほとんどないと判断しております。

当社グループでは経営陣の承認を得たデリバティブ取引に関する管理規程を設けており、管理方針、利用目的、利用範囲、取引相手の選定基準、報告体制等デリバティブ取引の執行及び管理は明文化された規程に則って行われております。

デリバティブ取引の執行及び管理はグループ各社経理担当役員の管理のもと各社経理担当部内で行われます。各社の経理担当部内では常にデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握し、随時各社の経理担当部長及び経理担当役員に報告されます。特に必要と認められる場合には随時各社経営陣にポジション状況等を報告します。

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度（平成21年3月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

区分	種類	前連結会計年度（平成21年3月31日）			
		契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	18,928	—	17,409	1,519
	ユーロ	1,942	—	2,196	(-) 253
	買建				
	米ドル	7,010	—	6,798	(-) 212
	ユーロ	73	—	79	6
	その他	1,007	—	987	(-) 20
	スワップ取引				
	受取円・支払ドル	222	222	14	14
受取円・支払ポ ンド	7,349	—	1,528	1,528	
受取ユーロ・支払 円	468	334	(-) 90	(-) 90	
合計		—	—	—	2,492

(注) 1. 時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては記載対象から除いております。

当連結会計年度（平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	当連結会計年度（平成22年3月31日）			
		契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	9,597	—	580	580
	ユーロ	8,594	7,548	281	281
	その他	204	—	7	7
	買建				
	米ドル	151	—	6	6
	ユーロ	11	—	0	0
	その他	766	—	(-) 23	(-) 23
	スワップ取引				
受取円・支払ポ ンド	6,287	6,287	1,387	1,387	
合計		25,612	13,835	2,238	2,238

(注) 時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成22年3月31日）		
			契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建	その他流動資産 買掛金・未払金			
	ユーロ		499	-	14
	米ドル		2,973	-	163
原則的処理方法	通貨スワップ取引 受取ドル ・支払タイパーツ	長期借入金	4,774	2,839	(-) 654
合計			8,246	2,839	(-) 476

(注) 時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

区分	種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成22年3月31日）		
			契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	投資有価証券の利息	5,000	5,000	(-) 220
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	投資有価証券の利息	5,000	5,000	102
合計			10,000	10,000	(-) 117

(注) 時価の算定方法 契約を締結している金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定拠出年金制度と確定給付型の適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。一部の海外子会社では確定拠出型の制度のほかに確定給付型の制度を設けております。また、当社は退職一時金制度について退職給付信託を設定しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
イ. 退職給付債務	(-) 26,018 百万円	(-) 28,107 百万円
ロ. 年金資産	12,005	14,477
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	(-) 14,013	(-) 13,629
ニ. 未認識数理計算上の差異	5,268	2,737
ホ. 未認識過去勤務債務 (債務の減額) (注) 1	(-) 333	(-) 146
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	(-) 9,078	(-) 11,038
ト. 前払年金費用 (投資その他の資産「その他」)	2,327	1,639
チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	(-) 11,405	(-) 12,677

(注) 1. 当社及び一部の連結子会社では当連結会計年度以前において適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行が行われたことにより、過去勤務債務が発生しております。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
イ. 勤務費用 (注) 1	2,481 百万円	2,562 百万円
ロ. 利息費用	907	874
ハ. 期待運用収益	(-) 720	(-) 496
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	535	633
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	(-) 127	(-) 124
ヘ. その他 (注) 2	1,614	1,541
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,690	4,990

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

2. 「ヘ. その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
イ. 退職給付見込み額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ロ. 割引率	主として2.5%	同左
ハ. 期待運用収益率	主として2.5%	同左
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生時から費用処理しております。)	同左
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	主として5年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した連結会計年度から費用処理しております。)	同左

(ストック・オプション等関係)  
前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

I 提出会社(信越化学工業(株))

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 778百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名 当社従業員 48名	当社取締役 16名 当社従業員 47名	当社取締役 17名 当社従業員 47名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 642,000株	普通株式 767,000株	普通株式 786,000株
付与日	平成16年7月5日	平成17年6月29日	平成18年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成16年7月5日から 平成21年3月31日まで	平成17年6月29日から 平成22年3月31日まで	平成18年7月13日から 平成23年3月31日まで

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 20名 当社従業員 54名	当社取締役 16名 当社従業員 61名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 915,000株	普通株式 826,000株
付与日	平成19年7月2日	平成20年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成19年7月2日から 平成24年3月31日まで	平成21年7月15日から 平成25年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,000	65,500	187,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	50,500	31,000
失効	※ 1,000	—	—
未行使残	—	15,000	156,000

※権利行使期間が平成20年3月31日までのため、当連結会計年度開始時点で失効したものであります。

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	826,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	826,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	587,100	915,000	—
権利確定	—	—	826,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	587,100	915,000	826,000

## ② 単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	3,957	4,244	6,560
行使時平均株価 (円)	5,114.26	5,920.32	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	726

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	8,949	6,755
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,057	943



### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性（注） 1	28.74%
予想残存期間（注） 2	2.86年
予想配当（注） 3	100円／株
無リスク利率（注） 4	0.90%

（注） 1. 2年10ヶ月（平成17年8月から平成20年6月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年4月28日に公表の配当予想によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

## II 連結子会社（信越ポリマー（株））

### 1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 52百万円

### 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 10名 同社使用人 15名	同社取締役 10名 同社使用人 15名	同社取締役 10名 同社使用人 13名 同社子会社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 410,000株	普通株式 410,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成15年7月23日	平成16年7月27日	平成17年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成15年12月1日から 平成20年11月30日まで	平成16年12月1日から 平成21年11月30日まで	平成17年12月1日から 平成22年11月30日まで

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 10名 同社使用人 13名 同社子会社取締役 9名	同社取締役 10名 同社使用人 12名 同社子会社取締役 13名	同社取締役 10名 同社使用人 12名 同社子会社取締役 14名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 415,000株	普通株式 465,000株	普通株式 470,000株
付与日	平成18年9月7日	平成19年8月8日	平成20年8月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成18年12月1日から 平成23年11月30日まで	平成19年12月1日から 平成24年11月30日まで	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで

（注） 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成15年ストック・オプションについては、平成20年11月30日をもって行使期間を満了したことにより、失効しました。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	74,000	279,000	395,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	74,000	—	—
未行使残	—	279,000	395,000

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	470,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	470,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	415,000	465,000	—
権利確定	—	—	470,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	415,000	465,000	470,000

## ② 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	613	663	937
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,838	1,643	632
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	322	188	112

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性（注） 1	36.767%
予想残存期間（注） 2	2.82年
予想配当（注） 3	15円／株
無リスク利率（注） 4	0.843%

（注） 1. 2年10ヶ月（平成17年10月から平成20年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 過去1年間の配当実績（平成19年9月中間配当金7.5円、平成20年3月期末配当金7.5円）によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

I 提出会社（信越化学工業（株））

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,157百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 16名 当社従業員 47名	当社取締役 17名 当社従業員 47名	当社取締役 20名 当社従業員 54名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 767,000株	普通株式 786,000株	普通株式 915,000株
付与日	平成17年6月29日	平成18年7月13日	平成19年7月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成17年6月29日から 平成22年3月31日まで	平成18年7月13日から 平成23年3月31日まで	平成19年7月2日から 平成24年3月31日まで

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 16名 当社従業員 61名	当社取締役 18名 当社従業員 64名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 826,000株	普通株式 937,000株
付与日	平成20年7月14日	平成21年8月6日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成21年7月15日から 平成25年3月31日まで	平成22年8月7日から 平成26年3月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,000	156,000	587,100
権利確定	—	—	—
権利行使	—	138,000	—
失効	※ 15,000	—	—
未行使残	—	18,000	587,100

※権利行使期間が平成21年3月31日までのため、当連結会計年度開始時点で失効したものであります。

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	937,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	937,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	915,000	826,000	—
権利確定	—	—	937,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	915,000	826,000	937,000

## ② 単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	4,244	6,560	8,949
行使時平均株価 (円)	4,987.32	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	726	1,057

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,755	4,804
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	943	1,235

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性（注） 1	37.15%
予想残存期間（注） 2	2.83年
予想配当（注） 3	100円／株
無リスク利率（注） 4	0.37%

（注） 1. 2年10ヶ月（平成18年10月から平成21年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 第132期（平成21年3月期）の1株当たり配当額によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

## II 連結子会社（信越ポリマー（株））

### 1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 61百万円

### 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

16百万円

### 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 10名 同社使用人 15名	同社取締役 10名 同社使用人 13名 同社子会社取締役 8名	同社取締役 10名 同社使用人 13名 同社子会社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 410,000株	普通株式 400,000株	普通株式 415,000株
付与日	平成16年7月27日	平成17年8月1日	平成18年9月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成16年12月1日から 平成21年11月30日まで	平成17年12月1日から 平成22年11月30日まで	平成18年12月1日から 平成23年11月30日まで

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 10名 同社使用人 12名 同社子会社取締役 13名	同社取締役 10名 同社使用人 12名 同社子会社取締役 14名	同社取締役 9名 同社使用人 12名 同社子会社取締役 13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 465,000株	普通株式 470,000株	普通株式 445,000株
付与日	平成19年8月8日	平成20年8月7日	平成21年9月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	平成19年12月1日から 平成24年11月30日まで	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで	平成21年12月1日から 平成26年11月30日まで

（注） 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成16年ストック・オプションについては、平成21年11月30日をもって行使期間を満了したことにより、失効しました。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	279,000	395,000	415,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	279,000	30,000	30,000
未行使残	—	365,000	385,000

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	445,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	445,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	465,000	470,000	—
権利確定	—	—	445,000
権利行使	—	—	—
失効	25,000	20,000	—
未行使残	440,000	450,000	445,000

## ② 単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	663	937	1,838
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	322

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,643	632	653
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	188	112	139

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性（注） 1	36.851%
予想残存期間（注） 2	2.75年
予想配当（注） 3	12円／株
無リスク利率（注） 4	0.288%

（注） 1. 2年9ヶ月（平成18年12月から平成21年8月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 過去1年間の配当実績（平成20年9月中間配当金7.5円、平成21年3月期末配当金4.5円）によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
	百万円	百万円
繰延税金資産		
減価償却費損金算入限度超過額	25,385	19,660
補修工事費用	4,528	5,309
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,203	4,780
未実現利益	4,161	4,217
税務上の繰越欠損金	12,843	4,109
賞与引当金及び未払賞与	3,690	3,666
未払事業税	1,111	2,085
取引価格未精算額	3,091	1,333
その他有価証券評価差額金	240	3
その他	18,937	14,501
繰延税金資産小計	78,195	59,667
評価性引当額	(-) 3,918	(-) 4,630
繰延税金資産合計	74,276	55,036
繰延税金負債		
減価償却費	37,246	36,923
その他有価証券評価差額金	146	4,843
特別償却準備金	138	72
その他	3,428	3,781
繰延税金負債合計	40,959	45,621
繰延税金資産の純額	33,317	9,415

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
	百万円	百万円
流動資産－繰延税金資産	36,098	25,961
固定資産－繰延税金資産	34,868	22,056
流動負債－その他	(-) 263	(-) 494
固定負債－繰延税金負債	(-) 37,385	(-) 38,107

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
	%	%
当社の法定実効税率	40.4	40.4
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	(-) 2.4	(-) 5.7
連結子会社等からの受取配当金消去	2.3	5.5
持分法による投資損益	(-) 2.1	(-) 3.2
当社の法定実効税率と海外連結子会社の税率差異	(-) 2.7	(-) 1.7
試験研究費等の税額控除	(-) 0.9	(-) 1.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.4
その他	1.4	(-) 1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.2	33.4

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	有機・無機 化学品事業 (百万円)	電子材料 事業 (百万円)	機能材料 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	629,174	467,520	104,118	1,200,813	—	1,200,813
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9,473	2,348	99,862	111,685	(111,685)	—
計	638,647	469,869	203,981	1,312,498	(111,685)	1,200,813
営業費用	543,505	357,634	178,257	1,079,397	(111,511)	967,886
営業利益	95,142	112,234	25,724	233,101	(174)	232,927
II. 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	698,062	607,213	172,492	1,477,769	207,175	1,684,944
減価償却費	34,718	75,758	9,215	119,693	(235)	119,457
減損損失	—	4,363	—	4,363	—	4,363
資本的支出	81,980	71,323	6,580	159,883	(476)	159,406

当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	有機・無機 化学品事業 (百万円)	電子材料 事業 (百万円)	機能材料 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	508,979	317,171	90,687	916,837	—	916,837
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,876	81	88,544	95,501	(95,501)	—
計	515,855	317,252	179,231	1,012,339	(95,501)	916,837
営業費用	454,763	277,734	161,207	893,705	(94,083)	799,621
営業利益	61,092	39,518	18,023	118,633	(1,418)	117,215
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	754,018	624,933	183,101	1,562,054	207,085	1,769,139
減価償却費	33,390	47,392	7,133	87,915	(193)	87,722
資本的支出	91,994	22,021	8,690	122,706	(1,470)	121,235

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、製品の種類・販売市場等を考慮し、「有機・無機化学品事業」、「電子材料事業」、「機能材料その他事業」の3事業に区分しております。

2. 各事業区分に属する主要製品及び商品

事業区分	主要製品及び商品名
有機・無機化学品	塩化ビニル樹脂、シリコン、メタノール、クロロメタン、セルロース誘導体、 か性ソーダ、金属珪素、ポパール
電子材料	半導体シリコン、電子産業用有機材料、電子産業用希土類磁石、フォトレジスト製品
機能材料その他	合成石英製品、レア・アース、一般用希土類磁石、液状フッ素エラストマー、 ペリクル、技術・プラント輸出、商品の輸出入、建設・修繕、情報処理ほかサービス

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、前連結会計年度246,636百万円、当連結会計年度246,076百万円であり、その主なものは親会社の余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）等であります。

4. 会計処理の方法の変更

（前連結会計年度）

(1) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(1)（会計方針の変更）」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用し、たな卸資産の評価基準及び評価方法を変更しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、営業費用は「有機・無機化学品事業」が1,474百万円、「電子材料事業」が1,597百万円、「機能材料その他事業」が325百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(2) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結上必要な修正を行っております。これにより、当連結会計年度の営業費用は「有機・無機化学品事業」が147百万円、「電子材料事業」が311百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

5. 追加情報

（前連結会計年度）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)（追加情報）」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、有形固定資産（但し、半導体シリコン製造設備を除く）の耐用年数の見直しを行った結果、当連結会計年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、当連結会計年度の減価償却費は、「有機・無機化学品事業」が303百万円、「電子材料事業」が43百万円減少し、「機能材料その他事業」が39百万円増加しております。また営業費用は、「有機・無機化学品事業」が163百万円、「電子材料事業」が24百万円減少し、「機能材料その他事業」が23百万円増加しております。営業利益は、「有機・無機化学品事業」が163百万円、「電子材料事業」が24百万円増加し、「機能材料その他事業」が23百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	588,312	285,537	171,408	155,555	1,200,813	—	1,200,813
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	192,085	55,981	51,860	922	300,850	(300,850)	—
計	780,398	341,519	223,268	156,477	1,501,664	(300,850)	1,200,813
営業費用	617,020	297,920	211,352	144,828	1,271,121	(303,235)	967,886
営業利益	163,377	43,599	11,916	11,649	230,542	2,384	232,927
II. 資産	910,071	389,243	141,559	119,217	1,560,091	124,852	1,684,944

当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	507,714	186,114	111,253	111,755	916,837	—	916,837
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	177,938	44,851	32,944	544	256,278	(256,278)	—
計	685,652	230,965	144,197	112,300	1,173,116	(256,278)	916,837
営業費用	582,833	221,188	142,768	109,253	1,056,043	(256,422)	799,621
営業利益	102,819	9,777	1,429	3,046	117,072	143	117,215
II. 資産	955,617	407,519	154,707	141,347	1,659,191	109,947	1,769,139

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米：米国

アジア・オセアニア：マレーシア、シンガポール、大韓民国、台湾、タイ、中国、オーストラリア

欧州：英国、オランダ、ドイツ、ポルトガル

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、前連結会計年度246,636百万円、当連結会計年度246,076百万円であり、その主なものは親会社の余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）等であります。

#### 4. 会計処理の方法の変更

(前連結会計年度)

(1) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. (1) (会計方針の変更)」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、たな卸資産の評価基準及び評価方法を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の「日本」の営業費用は3,397百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(2) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結上必要な修正を行っております。これにより、当連結会計年度の営業費用は「アジア・オセアニア」が313百万円、「欧州」が145百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

#### 5. 追加情報

(前連結会計年度)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. (2) (追加情報)」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、有形固定資産(但し、半導体シリコン製造設備を除く)の耐用年数の見直しを行った結果、当連結会計年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の「日本」の営業費用は165百万円減少し、営業利益は同額増加しております。

#### 【海外売上高】

前連結会計年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
I. 海外売上高(百万円)	241,462	288,107	150,562	68,678	748,811
II. 連結売上高(百万円)					1,200,813
III. 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	20.1	24.0	12.6	5.7	62.4

当連結会計年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
I. 海外売上高(百万円)	137,280	259,159	98,472	67,152	562,064
II. 連結売上高(百万円)					916,837
III. 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	15.0	28.3	10.7	7.3	61.3

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

北米：米国、カナダ

アジア・オセアニア：中国、台湾、大韓民国、シンガポール、タイ、マレーシア

欧州：ドイツ、フランス

その他の地域：中南米、中東

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (譲渡株数)	科目	期末残高 (百万円)
役員	金川千尋	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.04	—	ストックオプションの権利行使 ※1	84 (20千株)	—	—
役員	三木良英	—	—	当社常務取締役 ※3	(被所有) 直接 0.00	—	ストックオプションの権利行使 ※1	42 (10千株)	—	—
役員	フランク・ピーター・ポポフ	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.03	—	ストックオプションの権利行使 ※2	158 (40千株)	—	—

(注) ※1. 平成17年6月29日開催の当社第128回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 平成16年6月29日開催の当社第127回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

3. 平成20年6月27日をもって、三木良英氏は当社常務取締役を退任されましたが、同職在任中に行われた取引を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当ありません。



当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (譲渡株数)	科目	期末残高 (百万円)
役員	金川千尋	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.04	—	ストックオプションの権利行使 ※	127 (30千株)	—	—
役員	秋谷文男	—	—	当社代表取締役副社長	(被所有) 直接 0.00	—	ストックオプションの権利行使 ※	42 (10千株)	—	—
役員	フランク・ピーター・ポポフ	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.02	—	ストックオプションの権利行使 ※	212 (50千株)	—	—
役員	笠原俊幸	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.00	—	ストックオプションの権利行使 ※	25 (6千株)	—	—
役員	小根澤英徳	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.00	—	ストックオプションの権利行使 ※	63 (15千株)	—	—

(注) ※ 平成17年6月29日開催の当社第128回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当ありません。

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	3,218円28銭	3,370円56銭
1株当たり当期純利益金額	362円39銭	197円53銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	362円35銭	197円50銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	154,731	83,852
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	154,731	83,852
期中平均株式数(千株)	426,972	424,513
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	46	55
(うち新株予約権)(千株)	(46)	(55)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 5,871個 平成19年6月28日定時株主総会 決議ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 9,150個 平成20年ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 8,260個	同左

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	<p>(移転価格税制に基づく更正処分にかかる日米相互協議の合意)</p> <p>当社は、平成14年3月期から平成18年3月期までの5事業年度の当社と米国子会社シンテック社の収益に関する移転価格課税につき、国税庁より日米相互協議が合意に達した旨の通知及び東京国税局より追徴税額に係る減額の更正通知を、平成22年6月に受領いたしました。</p> <p>本件につきましては、東京国税局より国外移転所得額233億円の更正処分を受け、法人税、住民税及び事業税の合計額約110億円(本税及び付帯税を含む)を平成20年2月に納付、費用計上しております。</p> <p>当社は、日米相互協議の申立てを行ってまいりましたが、この度の合意により、二重課税が回避されるとともに国外移転所得は約39億円の減額されております。また、シンテック社も米国税務当局から減額更正を受ける予定です。なお、還付税額は、還付加算金・地方税等を含め、日米合計で約119億円と試算されます。</p>

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,190	6,696	1.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,682	5,169	1.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	48	79	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	12,817	7,884	2.5	平成23年5月 ～平成41年3月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	88	221	—	平成23年4月 ～平成29年3月
合計	23,827	20,052	—	—

(注) 1. 「平均利率」は期末借入金残高の加重平均により算出しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,268	5,537	20	8
リース債務	63	58	45	25

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	第2四半期 自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	第3四半期 自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	第4四半期 自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	190,084	227,144	250,976	248,631
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	21,617	34,200	35,022	36,178
四半期純利益金額 (百万円)	14,896	20,632	23,161	25,163
1株当たり四半期純利益金額 (円)	35.09	48.60	54.56	59.27

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,569	50,708
受取手形	※2 4,382	※2 5,050
売掛金	※2 135,967	※2 196,501
有価証券	82,874	99,000
商品及び製品	39,648	35,789
原材料及び貯蔵品	35,068	29,512
前渡金	1,168	652
繰延税金資産	10,691	11,568
短期貸付金	13	0
関係会社短期貸付金	24,441	8,545
未収入金	※2 16,396	※2 22,068
立替金	2,178	2,145
その他	1,801	359
貸倒引当金	△250	△250
流動資産合計	421,951	461,652
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 33,214	※1 34,393
構築物（純額）	※1 4,397	※1 4,155
機械及び装置（純額）	※1 51,416	※1 46,804
車両運搬具（純額）	※1 223	※1 149
工具、器具及び備品（純額）	※1 2,534	※1 1,987
土地	22,531	22,614
リース資産（純額）	※1 13	※1 112
建設仮勘定	8,813	11,975
有形固定資産合計	123,144	122,193
無形固定資産		
特許権	3	163
ソフトウェア	963	906
その他	43	39
無形固定資産合計	1,010	1,108
投資その他の資産		
投資有価証券	69,259	76,027
関係会社株式	129,633	134,700
出資金	11	11
関係会社出資金	1,389	1,389
長期貸付金	35	16
従業員長期貸付金	19	30
関係会社長期貸付金	13,540	20,925
長期前払費用	71	50
繰延税金資産	6,738	2,634
その他	3,967	3,431
貸倒引当金	△10	△10
投資その他の資産合計	224,656	239,206
固定資産合計	348,811	362,508
資産合計	770,762	824,161

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 74,207	※2 100,091
短期借入金	5,193	5,192
リース債務	2	19
未払金	15,246	14,831
未払費用	13,039	10,853
未払法人税等	785	14,933
前受金	69	55
預り金	699	704
役員賞与引当金	619	506
流動負債合計	109,864	147,189
固定負債		
長期借入金	6,224	6,219
リース債務	12	100
長期未払金	1,473	1,473
退職給付引当金	1,423	1,805
固定負債合計	9,133	9,599
負債合計	118,997	156,788
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金		
資本準備金	120,771	120,771
資本剰余金合計	120,771	120,771
利益剰余金		
利益準備金	6,778	6,778
その他利益剰余金		
特別償却準備金	141	19
特定災害防止準備金	12	16
固定資産圧縮積立金	1,846	1,794
研究費積立金	88	88
配当平均積立金	15	15
土地圧縮積立金	17	17
別途積立金	351,137	351,137
繰越利益剰余金	90,914	100,406
利益剰余金合計	450,951	460,273
自己株式	△41,613	△40,892
株主資本合計	649,529	659,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	63	4,470
評価・換算差額等合計	63	4,470
新株予約権	2,172	3,329
純資産合計	651,765	667,373
負債純資産合計	770,762	824,161

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	※1 606,722	※1 553,891
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	24,042	26,480
当期商品仕入高	※1 318,515	※1 267,410
当期製品製造原価	※1, ※5 180,587	※1, ※5 181,042
合計	523,146	474,933
他勘定振替高	※2 1,034	※2 917
商品及び製品期末たな卸高	※3 26,480	※3 25,406
差引合計	495,631	448,609
原材料・貯蔵品評価損	639	△419
売上原価合計	496,270	448,190
売上総利益	110,452	105,700
販売費及び一般管理費	※4, ※5 32,011	※4, ※5 34,994
営業利益	78,440	70,706
営業外収益		
受取利息	※1 1,024	※1 821
有価証券利息	1,175	740
受取配当金	※1 15,055	※1 9,140
その他	2,074	689
営業外収益合計	19,329	11,391
営業外費用		
支払利息	268	201
為替差損	1,728	1,191
たな卸資産処分損	586	—
減損損失	※6 444	※6 608
固定資産除却損	236	451
投資有価証券評価損	—	400
その他	554	736
営業外費用合計	3,818	3,590
経常利益	93,952	78,507
特別損失		
投資有価証券評価損	1,197	—
特別損失合計	1,197	—
税引前当期純利益	92,754	78,507
法人税、住民税及び事業税	19,160	26,330
法人税等調整額	9,610	240
法人税等合計	28,770	26,570
当期純利益	63,984	51,937

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費			120,680	65.6		115,039	64.5
II 労務費	※2		17,105	9.3		17,336	9.7
III 経費							
減価償却費		19,502			19,168		
その他	※2,3	26,765	46,267	25.1	26,850	46,018	25.8
当期総製造費用			184,053	100.0		178,394	100.0
期首半製品たな卸高			9,811			13,167	
合計			193,865			191,562	
他勘定振替高	※4		109			136	
期末半製品たな卸高			13,167			10,383	
当期製品製造原価			180,587			181,042	

(脚注)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1. 当社における原価計算の方法は工程別総合実際原価計算を採用しております。	1. 同左
※2. 退職給付引当金繰入額が次のとおり含まれております。 労務費                    637 百万円 その他 (経費)              219 百万円	※2. 退職給付引当金繰入額が次のとおり含まれております。 労務費                    759 百万円 その他 (経費)              203 百万円
※3. その他 (経費)のうち主な内訳は、作業委託費 15,048百万円であります。	※3. その他 (経費)のうち主な内訳は、作業委託費 12,615百万円であります。
※4. 他勘定振替高は、研究費等への振替高であります。	※4. 同左



## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	119,419	119,419
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	119,419	119,419
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	120,771	120,771
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	120,771	120,771
資本剰余金合計		
前期末残高	120,771	120,771
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	120,771	120,771
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	6,778	6,778
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,778	6,778
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	504	141
当期変動額		
特別償却準備金の積立	23	—
特別償却準備金の取崩	△386	△122
当期変動額合計	△362	△122
当期末残高	141	19
特定災害防止準備金		
前期末残高	8	12
当期変動額		
特定災害防止準備金の積立	4	4
当期変動額合計	4	4
当期末残高	12	16
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	1,914	1,846
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△68	△51
当期変動額合計	△68	△51
当期末残高	1,846	1,794
研究費積立金		
前期末残高	88	88
当期変動額		
当期変動額合計	—	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期末残高	88	88
配当平均積立金		
前期末残高	15	15
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15	15
土地圧縮積立金		
前期末残高	17	17
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17	17
別途積立金		
前期末残高	351,137	351,137
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	351,137	351,137
繰越利益剰余金		
前期末残高	69,547	90,914
当期変動額		
剰余金の配当	△42,884	△42,448
特別償却準備金の積立	△23	—
特別償却準備金の取崩	386	122
特定災害防止準備金の積立	△4	△4
固定資産圧縮積立金の取崩	68	51
当期純利益	63,984	51,937
自己株式の処分	△160	△166
当期変動額合計	21,367	9,492
当期末残高	90,914	100,406
利益剰余金合計		
前期末残高	430,011	450,951
当期変動額		
剰余金の配当	△42,884	△42,448
特別償却準備金の積立	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—
特定災害防止準備金の積立	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
当期純利益	63,984	51,937
自己株式の処分	△160	△166
当期変動額合計	20,940	9,322
当期末残高	450,951	460,273
自己株式		
前期末残高	△12,217	△41,613
当期変動額		
自己株式の取得	△29,938	△31
自己株式の処分	542	752
当期変動額合計	△29,396	721
当期末残高	△41,613	△40,892

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	657,985	649,529
当期変動額		
剰余金の配当	△42,884	△42,448
当期純利益	63,984	51,937
自己株式の取得	△29,938	△31
自己株式の処分	381	586
当期変動額合計	△8,456	10,043
当期末残高	649,529	659,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	9,727	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,663	4,406
当期変動額合計	△9,663	4,406
当期末残高	63	4,470
評価・換算差額等合計		
前期末残高	9,727	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,663	4,406
当期変動額合計	△9,663	4,406
当期末残高	63	4,470
新株予約権		
前期末残高	1,393	2,172
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	778	1,157
当期変動額合計	778	1,157
当期末残高	2,172	3,329
純資産合計		
前期末残高	669,105	651,765
当期変動額		
剰余金の配当	△42,884	△42,448
当期純利益	63,984	51,937
自己株式の取得	△29,938	△31
自己株式の処分	381	586
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,884	5,564
当期変動額合計	△17,340	15,607
当期末残高	651,765	667,373

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)子会社株式及び関連会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	同左
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品及び製品 原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） 仕掛品 投下原料について歩留りの見積りにより計算評価し、商品及び製品または、原材料及び貯蔵品に計上しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準 第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,642百万円減少しております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 但し、機械及び装置のうち塩化ビニル製造設備、電解設備及び平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15～31年 機械及び装置 2～9年 また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しております。	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 同左

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、有形固定資産の耐用年数の見直しを行なった結果、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。この変更に伴い、当事業年度の減価償却費は従来の方法によった場合と比較して 278百万円減少し、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ 143百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>—————</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生した事業年度から、また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しております。</p> <hr/> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を「役員退職慰労引当金」に計上しておりましたが、平成20年6月27日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、当社所定の基準に従い相当な範囲内で、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することといたしました。これにより当事業年度において打切り支給額1,473百万円を、「役員退職慰労引当金」より取崩し、固定負債「長期未払金」に振替えております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <hr/>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7. 重要なヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引の限度額は実需の範囲内であり、投機目的によるデリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性評価については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、元本・契約期間・金利インデックス・受払条件等について金利スワップの特例処理の要件を満たしているものは決算日における有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会 第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	—————

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>①「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「商品・製品」「半製品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」として一括掲記しております。なお、当事業年度に含まれる「商品・製品」「半製品」は、それぞれ26,480百万円、13,167百万円であります。</p> <p>②前事業年度において区分掲記しておりました「デリバティブ債権」(当事業年度末残高1,748百万円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度においては流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「たな卸資産処分損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。なお、前事業年度における「たな卸資産処分損」の金額は560百万円であります。</p>	—————



【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">385,132百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">404,068百万円</p>																
<p>※2. 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">46,735百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">7,871</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">56,634</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	46,735百万円	未収入金	7,871	買掛金	56,634	<p>※2. 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">73,398百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">11,969</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">78,985</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	73,398百万円	未収入金	11,969	買掛金	78,985				
受取手形及び売掛金	46,735百万円																
未収入金	7,871																
買掛金	56,634																
受取手形及び売掛金	73,398百万円																
未収入金	11,969																
買掛金	78,985																
<p>3. 下記の会社等の金融機関借入金等に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">シンエツシリコーンズタイランドLtd.</td> <td style="text-align: right;">3,841百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(外貨 39,112,000米ドル)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員(住宅資金ほか)</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">3,885</td> </tr> </table>	シンエツシリコーンズタイランドLtd.	3,841百万円	(外貨 39,112,000米ドル)		従業員(住宅資金ほか)	43	合計	3,885	<p>3. 下記の会社等の金融機関借入金等に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">シンエツシリコーンズタイランドLtd.</td> <td style="text-align: right;">2,599百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(外貨 27,936,000米ドル)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員(住宅資金ほか)</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,633</td> </tr> </table>	シンエツシリコーンズタイランドLtd.	2,599百万円	(外貨 27,936,000米ドル)		従業員(住宅資金ほか)	34	合計	2,633
シンエツシリコーンズタイランドLtd.	3,841百万円																
(外貨 39,112,000米ドル)																	
従業員(住宅資金ほか)	43																
合計	3,885																
シンエツシリコーンズタイランドLtd.	2,599百万円																
(外貨 27,936,000米ドル)																	
従業員(住宅資金ほか)	34																
合計	2,633																

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																						
<p>※1. 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">193,440百万円</td> </tr> <tr> <td>商品仕入高及び製品製造原価</td> <td style="text-align: right;">397,015</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">388</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">14,205</td> </tr> </table>	売上高	193,440百万円	商品仕入高及び製品製造原価	397,015	受取利息	388	受取配当金	14,205	<p>※1. 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">197,525百万円</td> </tr> <tr> <td>商品仕入高及び製品製造原価</td> <td style="text-align: right;">346,281</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">8,489</td> </tr> </table>	売上高	197,525百万円	商品仕入高及び製品製造原価	346,281	受取利息	500	受取配当金	8,489																																						
売上高	193,440百万円																																																						
商品仕入高及び製品製造原価	397,015																																																						
受取利息	388																																																						
受取配当金	14,205																																																						
売上高	197,525百万円																																																						
商品仕入高及び製品製造原価	346,281																																																						
受取利息	500																																																						
受取配当金	8,489																																																						
<p>※2. 他勘定振替高は、製品の処分及び広告宣伝用無償出荷高等であります。</p>	<p>※2. 他勘定振替高は、技術研究費としての自家使用高及び広告宣伝用無償出荷高等であります。</p>																																																						
<p>※3. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、商品・製品評価損1,003百万円が売上原価に含まれております。</p>	<p>※3. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、商品・製品評価損の純戻し入れ額495百万円が売上原価に含まれております。</p>																																																						
<p>※4. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">発送費ほか販売直接費</td> <td style="text-align: right;">10,115百万円</td> </tr> <tr> <td>特許使用料</td> <td style="text-align: right;">898</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">256</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">1,325</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">7,330</td> </tr> <tr> <td>旅費・交通費・通信費</td> <td style="text-align: right;">906</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">619</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">375</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">45</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">418</td> </tr> <tr> <td>技術研究費</td> <td style="text-align: right;">5,405</td> </tr> <tr> <td>（うち退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">98)</td> </tr> <tr> <td>委託情報処理費</td> <td style="text-align: right;">627</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">957</td> </tr> </table> <p>なお、販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は約35%であります。</p>	発送費ほか販売直接費	10,115百万円	特許使用料	898	広告宣伝費	256	役員報酬	1,325	給料手当	7,330	旅費・交通費・通信費	906	役員賞与引当金繰入額	619	退職給付引当金繰入額	375	役員退職慰労引当金繰入額	45	減価償却費	418	技術研究費	5,405	（うち退職給付引当金繰入額	98)	委託情報処理費	627	賃借料	957	<p>※4. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">発送費ほか販売直接費</td> <td style="text-align: right;">10,887百万円</td> </tr> <tr> <td>特許使用料</td> <td style="text-align: right;">1,265</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">1,690</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">7,268</td> </tr> <tr> <td>旅費・交通費・通信費</td> <td style="text-align: right;">813</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">356</td> </tr> <tr> <td>技術研究費</td> <td style="text-align: right;">6,370</td> </tr> <tr> <td>（うち退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">89)</td> </tr> <tr> <td>委託情報処理費</td> <td style="text-align: right;">601</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">936</td> </tr> </table> <p>なお、販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は約35%であります。</p>	発送費ほか販売直接費	10,887百万円	特許使用料	1,265	広告宣伝費	181	役員報酬	1,690	給料手当	7,268	旅費・交通費・通信費	813	役員賞与引当金繰入額	500	退職給付引当金繰入額	276	減価償却費	356	技術研究費	6,370	（うち退職給付引当金繰入額	89)	委託情報処理費	601	賃借料	936
発送費ほか販売直接費	10,115百万円																																																						
特許使用料	898																																																						
広告宣伝費	256																																																						
役員報酬	1,325																																																						
給料手当	7,330																																																						
旅費・交通費・通信費	906																																																						
役員賞与引当金繰入額	619																																																						
退職給付引当金繰入額	375																																																						
役員退職慰労引当金繰入額	45																																																						
減価償却費	418																																																						
技術研究費	5,405																																																						
（うち退職給付引当金繰入額	98)																																																						
委託情報処理費	627																																																						
賃借料	957																																																						
発送費ほか販売直接費	10,887百万円																																																						
特許使用料	1,265																																																						
広告宣伝費	181																																																						
役員報酬	1,690																																																						
給料手当	7,268																																																						
旅費・交通費・通信費	813																																																						
役員賞与引当金繰入額	500																																																						
退職給付引当金繰入額	276																																																						
減価償却費	356																																																						
技術研究費	6,370																																																						
（うち退職給付引当金繰入額	89)																																																						
委託情報処理費	601																																																						
賃借料	936																																																						
<p>※5. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、27,765百万円であります。</p>	<p>※5. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、25,146百万円であります。</p>																																																						

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>																												
<p>※6. 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、合計444百万円の減損損失を営業外費用に計上いたしました。当社は、管理会計上の事業区分を、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として識別し、グルーピングしております。</p> <table border="1" data-bbox="188 423 790 650"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鹿島工場 (茨城県 神栖市)</td> <td rowspan="4">塩化ビニル 製造設備</td> <td>建物、構築物</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>429</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>444</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社塩化ビニル事業については、原材料価格の急激な高騰、国内需要の停滞に加え、輸出市場における大規模な設備新設・生産量増大で、競争激化が予想される事等により、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお回収可能価額の算定は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。</p>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	鹿島工場 (茨城県 神栖市)	塩化ビニル 製造設備	建物、構築物	8	機械及び装置	429	その他	6	合計	444	<p>※6. 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、合計608百万円の減損損失を営業外費用に計上いたしました。当社は、管理会計上の事業区分を、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として識別し、グルーピングしております。</p> <table border="1" data-bbox="837 423 1437 650"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鹿島工場 (茨城県 神栖市)</td> <td rowspan="4">塩化ビニル 製造設備</td> <td>建物、構築物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>604</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>608</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社塩化ビニル事業については、国内需要の停滞、期後半の原材料価格の高騰に加え、輸出市場における競争激化が予想される事等により、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお回収可能価額の算定は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。</p>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	鹿島工場 (茨城県 神栖市)	塩化ビニル 製造設備	建物、構築物	3	機械及び装置	604	その他	0	合計	608
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																										
鹿島工場 (茨城県 神栖市)	塩化ビニル 製造設備	建物、構築物	8																										
		機械及び装置	429																										
		その他	6																										
		合計	444																										
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																										
鹿島工場 (茨城県 神栖市)	塩化ビニル 製造設備	建物、構築物	3																										
		機械及び装置	604																										
		その他	0																										
		合計	608																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注)	1,865,726	5,863,978	92,731	7,636,973
合計	1,865,726	5,863,978	92,731	7,636,973

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加5,863,978株は、会社法165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得5,825,000株、及び単元未満株式の買取りによる増加38,978株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少92,731株は、ストック・オプションの行使による減少81,500株、及び単元未満株式の買増請求による減少11,231株であります。

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注)	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054
合計	7,636,973	6,241	138,160	7,505,054

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加6,241株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少138,160株は、ストック・オプションの行使による減少138,000株、及び単元未満株式の買増請求による減少160株であります。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 有形固定資産 主として支店における事務用機器であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">286</td> <td style="text-align: center;">162</td> <td style="text-align: center;">124</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">363</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">162</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">162</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">80</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	76	38	37	工具器具及び備品	286	162	124	合計	363	200	162	1年内	65百万円	1年超	97	合計	162	支払リース料	80百万円	減価償却費相当額	80	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">175</td> <td style="text-align: center;">101</td> <td style="text-align: center;">74</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">245</td> <td style="text-align: center;">148</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	70	47	22	工具器具及び備品	175	101	74	合計	245	148	97	1年内	40百万円	1年超	56	合計	97	支払リース料	65百万円	減価償却費相当額	65
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																		
車両及び運搬具	76	38	37																																																		
工具器具及び備品	286	162	124																																																		
合計	363	200	162																																																		
1年内	65百万円																																																				
1年超	97																																																				
合計	162																																																				
支払リース料	80百万円																																																				
減価償却費相当額	80																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																		
車両及び運搬具	70	47	22																																																		
工具器具及び備品	175	101	74																																																		
合計	245	148	97																																																		
1年内	40百万円																																																				
1年超	56																																																				
合計	97																																																				
支払リース料	65百万円																																																				
減価償却費相当額	65																																																				

(有価証券関係)

前事業年度 (平成21年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	10,221	18,183	7,961
関連会社株式	26,763	14,722	(-) 12,041

当事業年度 (平成22年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	10,221	30,563	20,341
関連会社株式	26,763	19,172	(-) 7,591

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	95,657
関連会社株式	2,056

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
	百万円	百万円
繰延税金資産		
減価償却費損金算入限度超過額	8,416	6,655
補修工事費用	2,916	3,046
未払賞与	1,726	1,708
未払事業税	242	1,642
取引価格未精算額	1,583	1,180
その他	6,562	6,858
繰延税金資産小計	21,447	21,091
評価性引当額	(-) 2,605	(-) 2,605
繰延税金資産合計	18,842	18,486
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	43	3,030
固定資産圧縮積立金	1,251	1,216
特別償却準備金	96	13
土地圧縮積立金	12	12
その他	8	11
繰延税金負債合計	1,411	4,283
繰延税金資産(負債)の純額	17,430	14,202

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
	(%)	(%)
法定実効税率	40.4	40.4
(調整)		
永久に益金に算入されない項目(受取配当金)	(-) 6.3	(-) 4.7
試験研究費等の税額控除	(-) 2.1	(-) 1.8
その他	(-) 1.0	(-) 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0	33.8

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	1,530円36銭	1,563円92銭
1株当たり当期純利益金額	149円86銭	122円35銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	149円84銭	122円33銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	63,984	51,937
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	63,984	51,937
期中平均株式数(千株)	426,972	424,513
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	46	55
(うち新株予約権)(千株)	(46)	(55)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 5,871個 平成19年6月28日定時株主総会 決議ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 9,150個 平成20年ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 8,260個	同左



(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(移転価格税制に基づく更正処分にかかる日米相互協議の合意)</p> <p>当社は、平成14年3月期から平成18年3月期までの5事業年度の当社と米国子会社シンテック社の収益に関する移転価格課税につき、国税庁より日米相互協議が合意に達した旨の通知及び東京国税局より追徴税額に係る減額の更正通知を、平成22年6月に受領いたしました。</p> <p>本件につきましては、東京国税局より国外移転所得額233億円の更正処分を受け、法人税、住民税及び事業税の合計額約110億円(本税及び付帯税を含む)を平成20年2月に納付、費用計上しております。</p> <p>当社は、日米相互協議の申立てを行ってまいりましたが、この度の合意により、二重課税が回避されるとともに国外移転所得は約39億円の減額されております。なお、還付税額は、還付加算金・地方税等を含め、約105億円と試算されます。</p>

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	E C M(株) 優先株式	30,000	15,000
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,943,816	6,342
		(株)八十二銀行	11,830,591	6,293
		ニッセイ同和損害保険(株)	5,904,186	2,851
		スズキ(株)	1,330,000	2,743
		三菱電機(株)	3,011,000	2,586
		三菱倉庫(株)	1,708,000	1,984
		三井物産(株)	1,212,437	1,904
		富士フイルムホールディングス(株)	504,700	1,625
		(株)クボタ	1,840,000	1,567
		その他123銘柄	37,777,662	15,428
		計	78,092,392	58,329

## 【債券】

		銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	円貨建外国債券 (2銘柄)	6,000	6,000
		小計	6,000	6,000
投資有価証券	満期保有目的の債券	円貨建外国債券 (3銘柄)	12,000	12,000
		小計	12,000	12,000
		計	18,000	18,000

## 【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	—	93,000
		小計	—	93,000
投資有価証券	その他有価証券	優先出資証券 (1銘柄)	500	5,000
		出資証券 (6銘柄)	832	2
		投資事業有限責任組合等への出資 (5銘柄)	14	695
		小計	1,346	5,697
		計	—	98,697

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	80,482	3,599	259	83,822	49,428	2,366	34,393
構築物	21,746	390	124	22,012	17,857	619	4,155
機械及び装置	343,827	※1. 14,939	3,929	354,837	308,033	18,832	46,804
車両運搬具	1,042	42	46	1,038	889	114	149
工具、器具及び備品	29,817	1,323	1,314	29,826	27,838	1,846	1,987
土地	22,531	83	-	22,614	-	-	22,614
リース資産	15	117	-	133	20	18	112
建設仮勘定	8,813	※1. 23,652	20,490	11,975	-	-	11,975
有形固定資産計	508,277	44,148	26,164	526,261	404,068	23,796	122,193
無形固定資産							
特許権				252	89	14	163
ソフトウェア				1,978	1,072	321	906
その他				67	28	4	39
無形固定資産計				2,298	1,189	339	1,108
長期前払費用	568	4	174	398	348	21	50

(注) ※1. 増加主要内訳

主として有機・無機化学品、電子材料及び機能材料製造設備の増強に関するものであります。

2. 無形固定資産の金額は資産の総額の1%以下のため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しました。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	260	80	-	※ 80	260
役員賞与引当金	619	500	613	-	506

(注) ※ 見積もりの変更による減少額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a. 資産

① 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	5
当座預金	170
普通預金	7,681
通知預金	467
定期預金	42,340
振替貯金	43
計	50,708

② 受取手形

相手先	金額 (百万円)
サンケン電気(株)	1,169
アイチエレクトク(株)	510
凸版印刷(株)	324
(株)ニッシリ	265
(株)秋田新電元	169
諸口	2,609
計	5,050

③ 受取手形の決済期日別内訳

期日	金額 (百万円)
平成22年 4月	1,511
5月	1,577
6月	1,447
7月	465
8月以降	48
計	5,050

## ④ 売掛金

相手先	金額（百万円）
シンテック I N C .	16,067
(株)東芝	15,728
三菱商事(株)	10,755
ハイニックスセミコンダクター I N C .	10,603
信越アステック(株)	10,401
諸口	132,944
計	196,501

## ⑤ 売掛金の当期平均回収率

前期繰越高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	次期繰越高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)}$	$(D) \div \frac{(B)}{12}$
135,967	568,984	508,450	196,501	72.1	4.14カ月

(注) 当期発生高には、消費税等を含めております。

## ⑥ 商品及び製品

科目	内訳	金額（百万円）
商品及び製品	有機・無機化学品	22,826
	電子材料	4,957
	機能材料	7,877
	国際事業	128
	計	35,789

## ⑦ 原材料及び貯蔵品

科目	内訳	金額（百万円）
原材料	有機・無機化学品用	5,650
	電子材料用	9,678
	機能材料用	8,406
	諸口	347
	計	24,082
貯蔵品	包装材料ほか	5,430

⑧ 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
シンエツインターナショナルヨーロッパB. V.	36,908
三益半導体工業(株)	26,763
S-E, I N C.	13,853
信越ポリマー(株)	10,221
信越半導体(株)	10,000
諸口	36,952
計	134,700

b. 負債

① 買掛金

相手先	金額（百万円）
信越半導体(株)	54,138
信越エンジニアリング(株)	4,252
三菱化学(株)	3,836
シンテック I N C.	3,543
鹿島塩ビモノマー(株)	3,274
諸口	31,046
計	100,091

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式の数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告を掲載するホームページのアドレス(URL) <a href="http://www.shinetsu.co.jp/j/index.shtml">http://www.shinetsu.co.jp/j/index.shtml</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができない。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- |                               |   |                          |
|-------------------------------|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその<br>添付書類並びに確認書 | 事業年度自 平成20年4月1日<br>(第132期) 至 平成21年3月31日 | 平成21年6月29日<br>関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその<br>添付書類       |   | 平成21年6月29日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書                     |   | 平成21年7月22日<br>関東財務局長に提出。 |

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の付与）に基づく臨時報告書であります。

- |                     |  |                         |
|---------------------|--|-------------------------|
| (3) 臨時報告書の訂正<br>報告書 |  | 平成21年8月6日<br>関東財務局長に提出。 |
|---------------------|--|-------------------------|

平成21年7月22日提出の臨時報告書（新株予約権の付与）に係る訂正報告書であります。

- |                     |   |                           |
|---------------------|---|---------------------------|
| (4) 四半期報告書及び<br>確認書 | (第133期第1 自 平成21年4月1日<br>四半期) 至 平成21年6月30日   | 平成21年8月14日<br>関東財務局長に提出。  |
| (5) 四半期報告書及び<br>確認書 | (第133期第2 自 平成21年7月1日<br>四半期) 至 平成21年9月30日   | 平成21年11月13日<br>関東財務局長に提出。 |
| (6) 四半期報告書及び<br>確認書 | (第133期第3 自 平成21年10月1日<br>四半期) 至 平成21年12月31日 | 平成22年2月12日<br>関東財務局長に提出。  |



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

信越化学工業株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮悟

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、信越化学工業株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、信越化学工業株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

信越化学工業株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟 茂道
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向出 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮悟

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、信越化学工業株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、信越化学工業株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 茂道

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 亮悟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第132期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 茂道

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 亮悟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第133期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。